

本戦略の背景

- ・世界的潮流 地球の持続可能性の土台、人間の安全保障の根幹としての自然資本
- ・位置づけ・役割 生物多様性損失と気候危機：2つの危機の同時解決、コロナ危機との関係性、日本の課題

第1部：戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

- ・損失の直接要因（土地利用変化、採取、気候変動、汚染、外来種）とその背景にある間接要因（社会経済活動）、気候変動・食料生産・新興感染症・海洋環境における生態系の健全性の回復と自然を活用した解決策による統合的解決、自然資本管理のビジネス化等、世界的なトレンドと課題

第2節 我が国の現状と動向

- ・我が国の生物多様性の現状と将来予測、4つの危機（開発等、働きかけ縮小、外来種・汚染、気候変動）
- ・社会経済に内在する損失要因としての「社会のありかた」と国民全体の価値観・行動（生物多様性が主流化されていない状況）

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

- ・①世界目標、②世界と日本のつながりの中での課題、③国内での課題
- ・国家戦略で取り組むべき5つの具体的課題、その対処において重要な考え方の解説

SDGsとの関係性、自然資本、NbS 等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

- ・「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

- ・2050年ビジョン『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々に不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』
- ・2050年ビジョンの下での社会像

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

- ・ネイチャーポジティブの実現：生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる
- ・「ネイチャーポジティブ」「ネイチャーポジティブ活動」「ネイチャーポジティブ経済」の解説

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

- ・5つの基本戦略
 - ①生態系の健全性の回復：30by30目標の達成、利用・管理における影響軽減、野生生物保護管理
 - ②自然を活用した社会課題の解決：NbSによる気候変動・資源循環等とのシナジー、鳥獣管理
 - ③生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポジティブ経済）：情報開示・ファイナンス
 - ④生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）：理解・価値観、消費活動
 - ⑤生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進：情報整備、担い手確保・支援、国際協力
- ・基本戦略ごとに設定する2030年における目標：
 - あるべき姿（状態目標）、なすべき行動（行動目標）、目標ごとの指標
 - ※各状態目標・行動目標は、我が国の状況及びポスト2020生物多様性枠組を踏まえて設定

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

- ・7つの考え方（①科学的な認識と予防的／順応的な取組、②わかりやすさの重視、③地域性の尊重と地域の主体性、④生態系のつながりを意識した取組、⑤長期的な視点にたった取組、⑥社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ、⑦多様な主体の連携・協働の促進）

第2節 進捗状況の評価及び点検

第3節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

第4節 各主体に期待される役割と連携

- ①国、②地方公共団体、③事業者、④研究機関・研究者・学術団体、⑤民間団体（NGO等）、⑥国民

第2部：行動計画

＜作成方針＞

- ・ **5つの基本戦略の下での行動目標ごと**に関係省庁の**関連する施策**を網羅的に記載
 - ・ **行動目標ごとに現状と課題、施策の方向性（必要性）**を描き、これに沿って関連施策を記載。
 - ・ 関連する施策は、①**重点**、②**継続・強化**、③**維持**、に分け記載。
 - ・ できる限り、**施策ごとの現状と目標**を記載。
- 行動目標との関係が明確になった関連施策が、重要度ごとに必要性とともに位置付けられる。

＜今後に向けて＞

追加すべき施策の追加、施策の粒度を揃える、重要度の精査等により、完成度を高める。

第1章 生態系の健全性の回復

- 1-1 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- 1-2 土地利用及びと海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の○%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施する
- 1-3 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率○%の削減）、気候変動による生物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 1-4 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するための取組を進める
- 1-5 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する

第2章 自然を活用した社会課題の解決

- 2-1 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- 2-2 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- 2-3 劣化した生態系の○%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- 2-4 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- 2-5 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する

第3章 生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

- 3-1 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を○%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する
- 3-2 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を○%減らすべく、生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- 3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する
- 3-4 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる

第4章 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動（一人ひとりの行動変容）

- 4-1 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- 4-2 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人として豊かな成長を図る
- 4-3 ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- 4-4 食料ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- 4-5 伝統文化や地域知・伝統知に配慮しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

第5章 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

- 5-1 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める
- 5-2 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- 5-3 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- 5-4 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- 5-5 我が国の知見を活かした国際協力を進める

第3部/付属書：本戦略の背景にある基礎的情報

・生物多様性や生態系サービス、関連制度の解説・100年計画・グランドデザイン・30by30ロードマップ 等

次期生物多様性国家戦略素案

次期生物多様性国家戦略の背景

【持続可能な世界の構築に向けた潮流】

- ・地球の持続可能性の確保は、**人類の生存にとって世界的な最優先の課題である。地球の持続可能性の確保に向けた世界的な目標である持続可能な開発目標（SDGs）、そして 2050 年生物多様性ビジョン「自然と共生する世界」の達成には、**~~安定した社会資本とそれに支えられた人的資本・人工金融資本の確保が欠かせないが、それらは全て自然資本を土台として成立している。~~**すなわち、自然資本は人間の安全保障の根幹といえるである。**しかし、この自然資本の安定性を生物多様性の損失と気候危機という 2 つの危機が揺るがしている。**人間の活動が地球システムに及ぼす影響を客観的に評価する方法の 1 つである「地球の限界（プラネタリーバウンダリー）¹」は、この 2 つの危機に関する指標を含め、人類が豊かに生**
存し続けるための基盤となる地球環境の状況は限界に達している面もあると指摘している。
- ・生物多様性と気候変動への世界的な取組は、1992 年のリオサミットにあわせて採択され「**双子の条約**」~~とも呼ばれるた~~生物多様性条約と国連気候変動枠組条約の下で進められてきた。~~この 2 つの条約は「双子の条約」と呼ばれる。~~生物多様性の損失と気候危機の 2 つの世界的な課題は、現象の観点でもそれらへの対応策の観点でも正負の両面から相互に影響しあう関係にあり、一体的に取り組む必要がある。
- ・さらに、2020 年以降、世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックという**もう 1 つの**危機に直面している。~~これをはじめとする~~新興感染症の**根本的な**発生要因は、開発や都市化をはじめとする自然の改変とも深く関わると指摘されており、生物多様性の損失と気候危機の 2 つの危機**の要因を引き起こす地球環境の変化と同じでと共通点がある。**
- ・~~人の営み人間の活動~~によりもたらされるこれらの世界的な危機への対処には、**人間の営み活動**のあり方を変えるほかに手立てはない。すなわち、**社会の価値観と行動の表れとしての社会経済活動による自然資本への過度の負荷を減らし、我々の社会の土台たる健全な自然環境を構築維持・回復させる必要がある。そして、健全な自然環境は生態系が有する多様な機能を十分に発揮し、気候変動対策を含む様々な社会課題の解決に貢献する（「自然を活用した解決策（NbS）²」）として様々な社会課題の解決にも貢献する。**このような取組を世界に先

¹ 地球の限界は、人間が地球システムの機能に 9 種類の変化（①生物圏の一体性（生態系と生物多様性の破壊）、②気候変動、③海洋酸性化、④土地利用変化、⑤持続可能でない淡水利用、⑥生物地球化学的循環の妨げ（窒素とリンの生物圏への流入）、⑦大気エアロゾルの変化、⑧新規化学物質による汚染、⑨成層圏オゾンの破壊）を引き起こしており、人間が安全に活動できる範囲内を越えることがあれば、人間が依存する自然資源に対して回復不可能な変化を引き起こされるとする。

² Nature-based Solutions。健全な自然生態系が有する機能をいかして社会課題の解決を図る取組。

1 駆けて日本が進めていくことは、経済活動における自然資本の持続可能な利用が強く求めら
2 れることが必然となりつつある国際的な潮流の下で、日本の国際競争力を高めることにつな
3 がる。そのためにも、経済成長のみを豊かさの尺度とする価値観から脱し、包括的な豊かさ
4 を追求する新しい価値観に基づく社会へと根本的に変革する必要がある。

6 【我が国の置かれた状況】

- 7 ・~~世界が直面する危機に加え、~~近年我が国では本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えてお
8 り、~~特に地方においては農林業者の減少等により~~里地里山の管理の担い手が不足し資源が十
9 分に活用されないことが、国内の生物多様性の損失の要因の1つになっている。~~おり、一方~~
10 ~~で、同時に~~海外の資源に依存する~~を使う~~ことで海外の生物多様性の損失に影響を与えている。
11 すなわち、本来活かすべき身近な自然資本を劣化させながら、~~身近に感じづらい~~その変化を
12 感じ取りづらい遠く離れた地の自然資本をも劣化させている。資源利用の問題は、生物多様
13 性や気候変動への影響だけでなく人権侵害のリスクとも関わっており、持続可能で責任ある
14 調達を行う観点からも国内資源を有効に活用することが求められる。また、地域の森林・農
15 地の管理や鳥獣管理の担い手が減少・高齢化すること等で鳥獣被害が深刻化し、地域の持続
16 可能性を脅かしている。さらに、我が国は世界第6位の広さの排他的経済水域（EEZ）を有す
17 る海洋国家であり、水産資源を将来にわたって持続可能に利用する仕組みを構築することも
18 重要となる。
- 19 ・~~一方で、~~人口減少などの課題に直面している状況は、我が国が世界に先駆けて自然資本を守
20 り活かす社会へと転換していくチャンスでもあり、その転換の先には明るい未来として、持
21 続可能で自然と共生する社会像が描ける。例えば、自立・分散型で自然資本を活用した災害
22 にも強い適応力のある地域づくりを行うことで、自然資本を活用し地下資源への依存度を下
23 げることができる。これは同時に、脱炭素社会や循環型社会の構築にも貢献する。~~ことか~~
24 ~~ら、自立・分散型で適応力のある地域作りを長期的な視点で進め、持続可能で自然と共生す~~
25 ~~る社会作りを進めていくことが求められている。このような社会への転換はまた、他国の自~~
26 然資本への依存度を下げ、地球規模での生物多様性への影響の軽減につながると~~同時~~ともに、
27 我が国の生存基盤を確保する観点から、安全保障にも資する。これらにより各地域がその特
28 性を活かした強みを発揮しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」
29 の構築が進む。さらに、東日本大震災や大規模な豪雨災害等の教訓を活かし、社会のレジリ
30 エンスを高めていくことにつながる。同時に、生物多様性保全の観点では、我が国における
31 多様な生物の生息・生育環境を守り、国内の野生生物の進化を人間の活動により阻害しない
32 ~~人為的にとめない~~という、日本に住む我々の責任を果たすことができる~~につながる~~。こう
33 いった新しい社会に向けた取組の成功例が増えつつあり、そのような動きを広く展開してい
34 くことで、理想を現実のものにすることができる。

- 1 ・持続可能な社会への転換のために、経済発展と社会課題の解決の両立に関わる様々な議論、
2 例えば「~~新しい~~資本主義」、「デジタル田園都市国家構想」、「Society 5.0」、「地域
3 循環共生圏」などの動きをとらえて、統合的に取り組むことが重要である。自然資本を守り
4 活用することは、これらの動きが目指す社会像の実現に向けた土台を提供し、~~また、それぞ~~
5 ~~れの社会像における~~持続可能性の観点を強化底上げする。
- 6 ・気候変動対策について我が国は、「2050 年カーボンニュートラル」の目標の下で、2030 年度
7 に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減し、さらに 50%の高みを目指して挑戦を続けるこ
8 とを宣言している~~することを~~目指している。生物多様性においても、世界目標であるポスト
9 2020 生物多様性枠組を踏まえ、我が国における 2050 年の「自然と共生する社会」に向けて、
10 2030 年までの新たな目標を掲げることが求められている。これら 2 つの持続可能性のための
11 目標を、相反させずに、同時に達成しなければならない。~~すなわちそのためには、再生可能~~
12 ~~エネルギーの導入は自然環境と共生するものであることが大前提であり、自然環境・生態系~~
13 ~~の保全に支障をきたす形での再生可能エネルギーの導入を防ぎつつによる不必要な自然破壊~~
14 ~~を防ぐと同時に~~、自然の機能も活かした緩和・適応策も最大限導入し、地域と共生する形で
15 の気候変動対策を進めなければならない。

17 【生物多様性国家戦略の位置づけと役割】

- 18 ・生物多様性国家戦略は、生物多様性条約第 6 条に基づき締約国が策定する戦略である。我が
19 国においては、2008 年に生物多様性基本法が施行されて以降、同法第 11 条に基づき政府が
20 策定する生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画としても位置づけられて
21 いる。また、環境基本計画やその他関連する計画を踏まえて策定される生物多様性に関する
22 最も基本となる戦略である。
- 23 ・生物多様性国家戦略 2012-2020 は、愛知目標の達成に向けた我が国のロードマップとして、
24 また、自然の恵みを供給する地方とその恩恵を受ける都市との間で支え合う「自然共生圏」
25 の考え方など、自然共生社会に向けた方向性を示すために策定された。自然共生圏の考え方
26 は、第五次環境基本計画において環境・経済・社会の統合的向上に向けて打ち出された「地
27 域循環共生圏」の基礎となった。次期生物多様性国家戦略では、この方向性をさらに発展さ
28 せていく必要がある。
- 29 ・次期生物多様性国家戦略は、愛知目標やこれまでの国家戦略の実施から得られた経験や教訓
30 を踏まえ、ポスト 2020 生物多様性枠組の達成に向けて必要な事項、世界と日本のつながりの
31 中での課題、国内での課題を踏まえ、我が国において取り組むべき事項を掲げるものである。
32 また、湿地に係る記載は、ラムサール条約が締約国に策定を求める「国家湿地政策」との位
33 置づけもある。

1 ・次期生物多様性国家戦略は、生物多様性分野において新たに目指すべき目標として、生物多
2 様性の損失を止め回復軌道に乗せる「2030 年ネイチャーポジティブ」を掲げ、その実現のた
3 めのロードマップとして策定した。「2030 年ネイチャーポジティブ」は政府の取組だけでは
4 達成できない。この国家戦略は、2030 年までに、陸と海の 30%以上を健全な生態系として効
5 果的に保全する「30by30 目標」を含め、自然資本を守り活用するための行動を全ての国民と
6 実行していくための戦略と行動計画を具体的に示したものである。

7

8

第1部 戦略

第1章 生物多様性・生態系サービスの現状と課題

第1節 世界の現状と動向

1 現状と要因

豊かな生物多様性に支えられた生態系は、人間が生存するために欠かせない安全な水や食料の安定的な供給に寄与するとともに、暮らしの安心・安全を支え、さらには地域独自の文化を育む基盤となる恵みをもたらし、人間の福利に貢献している。生態系の様々な恵みの享受によって私たちの生活は物質的には豊かになった一方、人間活動により、世界的に生物多様性と生態系サービスが世界的に悪化し続けている。2019年に生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム(IPBES)により公表された「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」によれば、地球上のほとんどの場所で自然が大きく改変されており、例えば、世界の陸地の75%は著しく改変され、海洋の66%は複数の人為的な要因の影響下にあり、1700年以降湿地の85%以上が消失した。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約25%の種の絶滅が危惧されているなど、過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化していることが指摘されている。このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できない。

同報告書では、このような生物多様性の損失を引き起こす直接的な要因を、影響が大きい順に①陸と海の利用の変化、②生物の直接的採取、③気候変動、④汚染、⑤外来種の侵入、と特定し、気候変動による影響も大きな要因として掲げられている。こうした直接的な要因は、急速な人口増加や持続不可能な生産・消費とこれらを助長する技術開発といった間接的な要因によって引き起こされるとともに、直接的・間接的な要因は過去50年で増大しているとされる。

さらに、同報告書では、自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性損失を止め回復させるためには、経済、社会、政治、技術すべてにおける横断的な「社会変革(transformative change)」が必要と指摘した。

このような世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況を踏まえ、今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、国立公園や外来種対策等の従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人ひとりの価値観や行動を変え、社会経済全体を変革していく必要があるとの認識が国際的に広まりつつある。

2 これまでの取組とポスト2020生物多様性枠組に関する動向

(1) 愛知目標の評価と「自然と共生する世界」(2050年ビジョン)に向けた移行

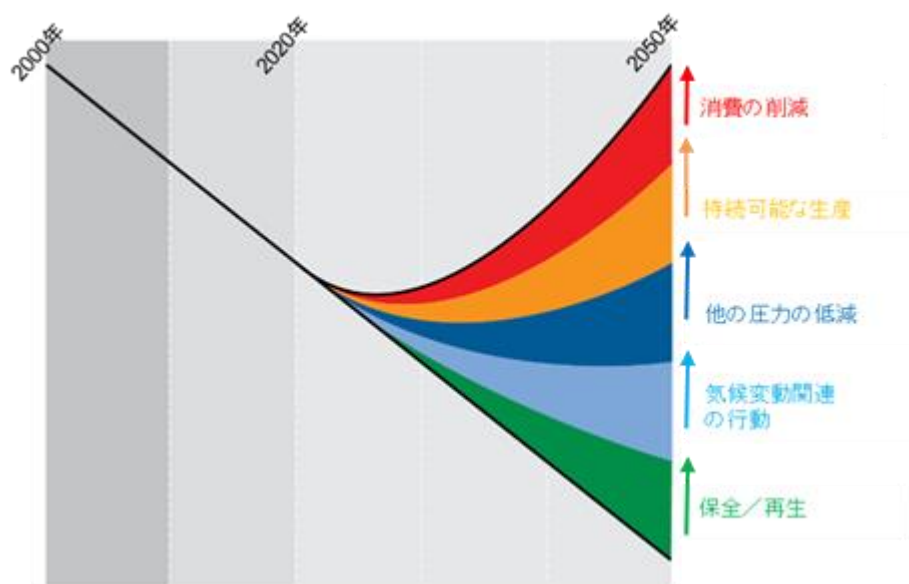
① 愛知目標の評価

2010年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)において、2020年までの生物多様性に関するはじめての包括的な世界目標である「愛

知目標」が採択された。しかしながら 2020 年 9 月に公表された地球規模生物多様性概況第 5 版 (GB05) によると、世界全体では愛知目標の 20 の目標の内、6 つの目標が部分的に達成されたものの、完全に達成された目標は無いとされた。この要因として、愛知目標に応じて各国が設定した国別目標の内容や目標レベルが、全般的に愛知目標の達成には不十分であったことが指摘された。

② 移行 (トランジション)

また、GB05 においては、生物多様性は「今までどおり」のシナリオでは損失し続けると予測する一方で、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種及び乱獲に対する行動といったこれまでの自然環境保全の取組に加え、財とサービス、特に食料のより持続可能な生産、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組み、低下を止めて逆転させ、2030 年以降には生物多様性の純増加につながる可能性があることを指摘している。



図：生物多様性の損失を減らし、回復させる行動の組み合わせ

出典：Global Biodiversity Outlook 5 (Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

そして、2050 年ビジョン「自然と共生する世界」を達成するためには、広範な人間活動にわたって「今までどおり」から脱却し、とりわけ 8 つの分野（①土地と森林、②持続可能な淡水、③持続可能な漁業と海洋、④持続可能な農業、⑤持続可能な食料システム、⑥都市とインフラ、⑦持続可能な気候行動、⑧生物多様性を含んだワンヘルス）において移行 (transition) が必要であることを提案している。

様々な国際枠組における議論や報告書等においても、生物多様性との関係性が特に深い以下の分野との統合的な対応の必要性が指摘されており、これらは GB05 で提

示された移行が必要な 8 つの分野とも深く関係している。

【気候変動】

~~まずは、気候変動がある。~~前述の IPBES 地球規模評価報告書において、気候変動は過去 50 年間の地球全体の自然の変化の 3 番目に大きい直接的要因であることが指摘され、2022 年 2 月に公表された IPCC 第 6 次評価報告書第 2 作業部会報告書においては、人為起源の気候変動が自然と人間に広範囲にわたる悪影響を及ぼしており、一部の生態系は適応の限界に達していると指摘するなど、気候変動自体が生物多様性に対する大きな影響とリスクをもたらすと認識されている。また、生態系を活用した適応策（EbA）が気候変動による人々や生物多様性、生態系サービスへのリスクを低減することが指摘された。~~生物多様性及び生態系の保護は気候にレジリエントな開発に必須であり、~~地球規模での生物多様性及び生態系サービスのレジリエンスを維持できるかは、地球の陸域、淡水及び海洋の約 30～50%の効果的かつ衡平な保全に依存していると示唆している。

一方で、森林や湿地をはじめとする自然由来の緩和ポテンシャルは 2030 年までに必要な CO2 緩和策の約 3 割を有し、また費用対効果が高いことが指摘されており、自然は気候変動対策に貢献できるポテンシャルがある。

2021 年 6 月に公表された「生物多様性と気候変動に関する IPBES-IPCC 合同ワークショップ報告書」では、気候変動緩和・適応のみに焦点を絞った対策は、自然や自然の恵みに直接的・間接的な悪影響を及ぼす可能性があること、生物多様性の保全と回復に焦点を絞った対策は、気候変動緩和に大きく貢献することが多いものの、その効果は生物多様性と気候の両方を考慮した対策に劣る可能性があることを指摘している。このため、生物多様性、気候と社会の間の相互作用を明確に考慮した政策決定が必要であり、これによりコベネフィットを最大化し、トレードオフや人と自然の双方に有害な影響を最小化できるとしている。~~また、生物多様性条約において、リスク管理の観点から、気候変動への対処として工学的な手法で気候に介入するジオエンジニアリングについて、その生物多様性への影響の検討が進められてきた。~~

こうした中、2021 年 10～11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議（COP26）における「グラスゴー気候合意」においては、気候変動の緩和・適応策に生態系の保護・保全・再生が果たす役割の重要性が指摘された。また COP26 においては、気候変動対策に加え、生態系サービス維持のために、森林、生物多様性、持続可能な土地利用が果たす重要かつ相互に依存した役割を強調しつつ、2030 年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、さらにその状況を好転させるとした「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」が発表され、我が国を含む 140 ~~以上の国・地域が国以上~~が署名した。

このように、気候変動~~対策~~と生物多様性保全との関係を強調する動きがある。

【食料生産】

次に食料生産との関係がある。GB05 が指摘した移行が必要な 8 つの分野の半数が農林水産業に関連する分野であり、また農林業・その他土地利用からの温室効果ガス排出量は、世界全体の人為起源の排出量全体の 23% を占めるなど、気候変動にも深く関連する分野である。IPBES 地球規模評価報告書は、遺伝的多様性を含む多様性の消失は、多くの農業システムの害虫、病原体、気候変動などの脅威に対する強靱性（レジリエンス）を損ない、世界の食料安全保障にとって重大な脅威になると指摘しており、安定的な食料生産の観点からも、生物多様性を維持・回復させることが欠かせない。2016 年に公表された IPBES 「花粉媒介者、花粉媒介及び食料生産に関するテーマ別評価報告書」では、世界の主要作物種の 4 分の 3 以上が花粉媒介者に依存しているなか、北西ヨーロッパ及び北米におけるデータによると野生花粉媒介者の種数及び特定種の個体数が減少傾向にあることや、花粉媒介者の個体数や多様性等を脅かす直接的要因として土地利用変化、集約的農業管理、農薬の使用、環境汚染、侵略的外来種、病原体、気候変動等が指摘されている。2021 年 9 月に開催された国連食料システムサミットにおいては、食料生産が最大で 80% の生物多様性の損失の要因となっているとし、人々の栄養、健康、幸福に貢献し、自然の回復及び保護に貢献し、気候に中立で、地域状況に適応し、人間らしい仕事と包摂的な経済力を提供する形態の、人口増加に対応可能な持続可能な食料システムが必要であることが指摘されている。

また、EAT ランセット委員会は、地球に不可逆的かつ急激な環境変化を与えず、ヒトの健康に配慮した食事として「プラネタリーヘルスダイエット」も提唱し、植物性由来食品を中心とした食生活への移行を推奨している。

【新興感染症・ワンヘルス】

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、あらためて新興感染症と生物多様性との関係にも焦点を当てた。2020 年 10 月に公表された「IPBES パンデミックと生物多様性ワークショップ報告書」では、1960 年以降に報告された新興感染症の 30% 以上は森林減少、野生動物の生息地への人間の居住、穀物や家畜生産の増加、都市化等の土地利用の変化がその発生要因となっており、パンデミックの根本的な要因は、生物多様性の損失と気候危機を引き起こす地球環境の変化と同じでの 2 つの危機の要因と共通点があることを指摘している。こうした中で、ヒトの健康、動物の健康、環境の健全性はどれが欠けても成立せずこれら 3 つの衛生の達成に統合的に取り組むことを提案するワンヘルス・アプローチを、生物多様性を含む形で拡張し、統合的なアプローチによって農地生態系や都市生態系を含む生態系や野生生物の利用などを管理して、動物の健康・福祉や健全な生態系と人間の健康を推進す

ることも唱えられている。2021 年の G7 サミットでは、ワンヘルス・アプローチを強化することにより、その取組の統合を促進することが合意されている。さらに、地球の健康と人の健康は一体であり、人の健康と文明は、豊かな自然のシステムと、その賢く責任ある管理・利用に依存するとするプラネタリー・ヘルスも注目されている。

【海洋環境】

地球の表面の 7 割を占め、気候を含めた地球環境の調整や、食料、エネルギー、資源等の供給源として重要な役割を担う一方で、生物の生育海域の過剰利用や破壊、温暖化や酸性化の進行、酸素濃度の低下等により急激に変化している海洋環境に関する議論も国際的に高まりを見せてきた。G7 や G20 の閣僚会合等において議論が積み上げられており、例えば 2016 年の G7 茨城・つくば科学技術大臣会合で発出された「つくばコミュニケ」では、科学的根拠に基づく海洋及び海洋資源の管理、保全及び持続可能な利用に向けた取組が掲げられた。また、2019 年に開催された G20 大阪サミットにおいて首脳間で共有され、2022 年 6 月現在 87 の国・地域で共有されている「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」では、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指すことが掲げられた。2017 年 12 月の国連総会で採択・宣言され、2021 年から開始した「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年（2021-2030 年）」では、海洋科学の推進により、持続可能な開発目標（SDG14「海の豊かさを守ろう」等）を達成するため、2021-2030 年の 10 年間に集中的に取組を実施することとしており、目指す社会的成果として、きれいな海、健全で回復力のある海、生産的な海、予測できる海、安全な海、万人が利用できる海、心揺さぶる魅力的な海が設定された。2022 年 2 月にはフランスで「ワン・オーシャン・サミット」が開催され、ハイレベルセグメントでは、海洋生態系の保護・再生、違法漁業への対処と持続可能な漁業の促進、海洋プラスチックごみ等の汚染への対処、気候変動問題の対処等について議論が交わされた。

【健全な生態系の確保・回復】

~~このように~~気候変動、食料生産、新興感染症は、ともに土地利用の変化に深く関係するものであり、それぞれの場所において健全な生態系を確保し回復させていくことが重要となる。また、海洋生態系においても、漁獲漁業に代表される生物の直接採取の影響に次いで、土地や海域の利用変化の影響が大きい。2019 年の国連総会においては、世界中の生態系の劣化を予防し、食い止め、反転させるための努力を支援し、拡大させるために 2021 年から 2030 年までは「国連生態系回復の 10 年」とすることが決議された。また、2030 年までに陸と海の 30%以上を保護・保全するいわゆる「30by30 目標」が提唱され、ポスト 2020 生物多様性枠組にも組み込まれた。

(P)

30by30 目標の達成にあたっては、自然保護を目的とした国立公園等の保護地域に加えて、それ以外の場所で生物多様性の保全に資する地域として OECM (Other Effective area-based Conservation Measures) の役割も重視されており、2018 年に開催された COP14 では、「保護地域以外の地理的に画定された地域で、付随する生態系の機能とサービス、適切な場合、文化的・精神的・社会経済的・その他地域関連の価値とともに、生物多様性の生息域内保全にとって肯定的な長期の成果を継続的に達成する方法で統治・管理されているもの」として、OECM の定義が決定された。この OECM は持続可能な生産活動の場を含め、より広範囲における生物多様性保全や生態系回復の動きを後押しできる可能性を有するものであり、我が国においても、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている里地里山、企業緑地、社寺林などの区域を自然共生サイト（仮称）として認定する制度の構築等を進めている。

【自然を活用した解決策 (NbS : Nature-based Solutions) 】

上述のいずれの分野においても、その課題解決にあたっては自然の積極的な活用が検討されつつある。この社会課題の解決に自然を活用し、人間の健康と福利及び生物多様性による恩恵を同時にもたらす「自然を活用した解決策 (NbS) 」は、気候変動をはじめ様々な分野において注目され、国連気候変動枠組条約や生物多様性条約における議論でも定着しつつある比較的新しい概念であり、2021 年の G7 や G20 においても NbS の考え方に基づく取組を拡大していく方針が示されている。

この NbS は主目的の課題解決に加え、複数の効果をもたらす（マルチベネフィット）という特徴を有し、近年関心がより高まりつつある自然による癒しや人の健康への好影響等の波及効果も期待されている。「2（1）②移行（トランジション）」で述べたとおり、生物多様性の低下傾向は、自然環境保全の取組だけでは止められないことが指摘される中で、NbS を気候変動対策や持続可能な生産・消費にも活用し、生物多様性保全や自然資本の適切な管理を自然環境保全以外の取組にも組み込んでいくことは、生物多様性の損失を止め、回復させるというネイチャーポジティブにつながるものである。

さらに、後述のとおり生物多様性分野で金融を通じて企業の環境活動を金融を通じて促す取組が急速に広まりつつある中で、生物多様性保全や自然資本管理を金融・経済と結びつける動きが加速しており、NbS の実践等の取組をにも必要な、金融・経済の議論と結びつける仕組みづくりが我が国においても必要となっている。

（２）自然資本を守り活用する経営

近年、生物多様性や自然資本の損失が事業継続性を損なうリスク、あるいは新たなビジネスを生み出す機会として認識されつつあり、国際的には、生物多様性を脱炭素と一体的に取り組むべきに決ぐビジネス課題と位置づけて事業活動に組み込んでいく動き

が加速している。2021 年にイギリス財務省により公表されたダスグプタ・レビューは、生物多様性の損失を回復させることは気候変動への対応にも貢献するとした上で、経済、生計、幸福は我々にとって最も貴重な資産である自然に依存し、これらの物や恵みに対する需要は自然の供給力を大幅に上回っていることを指摘している。また、世界経済フォーラム（WEF）が発表した「グローバルリスク報告書」（2022）では、気候変動対策の失敗と異常気象に次いで、生物多様性の損失が、向こう 10 年のうち世界規模で最も深刻なリスク（第 3 位）として位置づけられた。

こうした中で、企業活動における自然資本及び生物多様性への影響や依存及びそれらを踏まえたを定量的に評価し、リスクや機会を適切に評価した上で、目標を設定し開示するための枠組みの構築に向けた議論も行われている。温室効果ガス排出削減目標である SBT（Science Based Targets）に対して、自然資本の利活用に関する目標である SBTs for Nature の手法が検討されているほか、脱炭素分野で先行する気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task force on Climate-related Financial Disclosures）に対して、2021 年には自然資本・生物多様性に関する自然関連財務情報開示タスクフォース（TNFD：Task force on Nature-related Financial Disclosures）が立ち上がり、2023 年の開示枠組の公表に向けて議論が進んでいる。

企業のあらゆる事業活動は生物多様性・自然資本に影響を与えるとともに依存しており、事業継続性の確保の観点から生物多様性の保全や自然資本の持続的な利活用をビジネスにおける 1 つの主要な経営課題要素として捉える見方は、事業会社のみならず投資家・金融機関においても高まっている。こうした動きは社会で脱炭素経営が主流化していく過程に似通っており、次の 10 年間で生物多様性保全や自然資本管理そのものがビジネスになっていくことが期待される。

（3）ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた動向

① 採択までの道のり（P）

愛知目標に代わる新たな世界目標であるポスト 2020 生物多様性枠組の検討プロセスは、2018 年 11 月にエジプト・シャルムエルシェイクで開催された COP14 において決定され、その具体的な検討は、2019 年 1 月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性ポスト 2020 生物多様性枠組アジア太平洋地域ワークショップから始まった。以降、生物多様性条約の公開作業部会（OEWG）や補助機関会合（SBSTTA、SBI）、さらには新型コロナウイルス感染症による影響を受けて COP15 が何度も延期される中で、多数のオンライン会合が開催された。

また、当該枠組の採択に向け、様々な国際的な決意やイニシアティブが表明された。2020 年 9 月には生物多様性を主要テーマとした初めてのサミットである「国連生物多様性サミット」が開催されるとともに、全世界の首脳級に参画を呼びかけた初めての生物多様性に関するイニシアティブとして、2030 年までに生物多様性の損失傾向を食い止め、回復に向かわせるというネイチャーポジティブの考えに基づいた 10 の約束

事項を掲げた「リーダーによる自然への誓約」の署名が開始され、我が国も 2021 年 5 月に参加を表明した。2021 年 1 月には当該枠組に 30by30 目標等の野心的な目標の位置づけを求める国々の集まりである「自然と人々のための高い野心連合 (High Ambition Coalition for Nature and People)」が立ち上げられ、我が国も参加を表明した。2021 年 6 月に開催された G7 コーンウォールサミットでは、首脳コミュニケの付属文書として「2030 年自然協約」が合意され、G7 国はポスト 2020 生物多様性枠組の決定に先駆けて各国で 30by30 目標に向けた取組を進めることを約束した。2021 年 7 月に開催された G20 環境大臣会合においては野心的で、バランスのとれた、実用的で、効果的かつ強固なポスト 2020 生物多様性枠組を実施するための努力を支持し、2021 年 10 月に開催された COP15 第 1 部のハイレベルセグメントにおいては、ポスト 2020 生物多様性枠組の採択に向けた決意を示す「昆明宣言」が採択された。

こうした様々な検討や議論を経て、最終的には 2022 年○12 月に中国・昆明カナダ・モントリオールで開催された COP15 第二部において愛知目標に次ぐ新たな世界目標が「〇〇」として採択された。(P)

② ポスト 2020 生物多様性枠組の概要 (P)

ポスト 2020 生物多様性枠組では、目指すべき 2050 年ビジョンとして愛知目標で掲げた「自然と共生する世界」を引き続き掲げるとともに、このビジョンに関係する状態目標として 4 つの 2050 年ゴール、さらに 2050 年ゴールへの進捗を評価する 2030 年マイルストーンが新たに設定された。また、2030 年ミッションとして、「2030 年までに生物多様性を回復の軌道に乗せるために緊急の行動を取る」といういわゆるネイチャーポジティブを掲げ、それに向けた 21 の行動目標が設定されている。

行動目標は 3 つにグループ分けされ、1 つ目は「生物多様性への脅威の削減」として、IPBES で特定された生物多様性損失の直接的な要因に対応する 8 つの目標が掲げられている。2 つ目のグループは「持続可能な利用と利益配分を通じて人々のニーズを満たすこと」として SDGs にも関連する 5 つの目標が掲げられている。最後のグループは「実施と主流化のためのツールと解決策」として、社会経済等の間接要因や更には社会の価値観と行動の変化を促す「社会変革」に通じる 8 つの目標が設定されている。

なお、SDGs のゴール 14、15 は愛知目標を踏まえた目標設定がなされ、2020 年为目标年とするターゲットも掲げられていることから、ポスト 2020 生物多様性枠組はこれらのターゲットを引き継ぐものとしての役割を持つとともに、上述の通り持続可能性や社会変革に向けた目標設定も多く、SDGs を包括的に支える役割も期待される世界目標となっている。

また、愛知目標では、国ごとの目標設定において大幅な柔軟性を認めたことから、国別目標の積み上げや比較が十分にできなかったという反省を踏まえ、ポスト 2020 生物多様性枠組では、まず〇個の目標に数値目標を設定するとともに、すべての【P】

目標ごとにヘッドライン指標が設定された。また、レビュー（評価）のメカニズムが強化されており、世界全体の取組の進捗状況を把握する「グローバルストックテイク」を行い、世界目標の野心度や進捗状況との比較検討することで、各国に野心度の引き上げ等の対応を促すこととしている。

このように、ポスト 2020 生物多様性枠組は、2015 年に策定された 2 つの大きな目標である SDGs とパリ協定の影響を強く受け、SDGs からより社会や福利に貢献する要素を、パリ協定から目標設定に関する知恵を受け継ぎ、より包括的な世界目標として策定されたものとなっている。

第 2 節 我が国の現状と動向

1 現状と評価

（1）日本の生物多様性の特徴

我が国は、ユーラシア大陸に隣接して南北に長い国土を有すること、海岸から山岳までの標高差を有すること、モンスーンの影響を受け明瞭な四季の変化のある気候条件、火山の噴火、急峻な河川の氾濫、台風等の様々な攪乱があること、**海洋域は深海に至るまでさまざまな環境を有し**、世界第 6 位の広さの排他的経済水域（EEZ）に大小様々な数千の島嶼を有すること等を背景に、多様な生物の生息・生育環境が広がっている。また、農林業などを通じて人の手が加えられた二次的自然が明るい環境を好む動植物等の生息・生育地を提供してきた。我が国に生息・生育する生物種は固有種の比率が高いことが特徴で、陸生哺乳類、維管束植物の約 4 割、爬虫類の約 6 割、両生類の約 8 割が固有種である。

さらに、渡り鳥、ウミガメや海生哺乳類等の一部の野生動物は、アジアや北アメリカ、オーストラリア等の環太平洋諸国の国々から国境を越えて日本にやってきており、広域に移動する生物にとって日本は重要な繁殖地・中継地となっている。

（2）現状

① 生物多様性・生態系

「生物多様性及び生態系サービスの総合評価 2021（JB03）」³によれば、我が国の生物多様性は、過去 50 年間損失し続けている。生態系の種類によっては損失の速度は弱まりつつあるが、全体としては現在も損失の傾向が継続している状況にある。森林、農地、都市、陸水域、沿岸・海洋、島嶼部の 6 つの生態系別の評価結果からは、各生態系（**農地**、森林、**農地**、沿岸・海洋等）の構成要素の減少や生息・生育環境の変化など、生態系の規模や質の低下が現在も継続しているとともに、その環境に生息・生育する生物の種類や個体数が減少傾向にあることが明らかとなっている。**里地里山は、**

³ 2021 年 3 月 環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会

奥山自然地域と都市地域との中間に位置し、地域集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域で、我が国の生物多様性保全上重要な地域であるが、農地、水路・ため池、農用林などの利用縮小等により、里地里山を構成する野生生物の生息・生育地が減少した。また、近年では、太陽光発電施設の設置により失われた生態系の面積として、里地里山の環境が多いことが明らかになっている。

浅海域では高度経済成長期から 1980 年頃までに毎年 40 km²前後が埋め立てられ、干潟や砂浜を利用するシギ・チドリ類の個体数減少などが報告されている。特に陸水生態系では生物種の絶滅リスクが増大しており、環境省レッドリスト 2020 に掲載された脊椎動物の 50%以上が生活の全て又は一部を淡水域に依存している陸水生態系の種である。一方で、全国の都市公園面積は 1971～2018 年の間において 5.4 倍へ大幅に増加し、瀬戸内海では 1979 年に 172 回観測された赤潮の発生回数が 2019 年には 58 回に減少するなど、都市や沿岸域等の一部の生態系では改善がみられたものもある。

~~また、近年では、太陽光発電施設の設置により失われた生態系の面積として、二次林・人工林、人工草原、畑、水田といった里地里山の環境が多いことが明らかになっている。~~

② 生態系サービス

JB03 によれば、私たちの暮らしは様々な自然の恵みの享受によって物質的には豊かになったが、生態系サービスは過去 50 年間、劣化傾向にある。食料や木材等の供給サービスは、その多くが過去と比較して低下している（木材の自給率は近年 1970 年代の水準まで回復している）。海外からの輸入の増加や資源量の変化等により農水林産物の生産量はピーク時より減少し、特に海面漁業の漁獲量はピーク時の 50%程度となっている。生産物の多様性も変化しており、林業で生産される樹種の多様性は過去 50 年間で約 40%減少している。さらに、食料生産だけでなく、私たちの健康や暮らしにも関わり、様々な社会課題の解決にも貢献する大気や水質の浄化などの調整サービスについても低下傾向が示されている。生態系がもたらす防災・減災サービスについては、植林した樹木の成長によって森林の表層崩壊防止サービスは向上しつつある。他方、~~人口減少や高齢化の影響により手入れ不足の森林においては、防災・減災等、森林の多面的機能が十分発揮されないことが指摘されている。~~湿原がもつ洪水調整サービスについては、湿原からどのような土地利用に転換されるかによるが、湿原面積の大幅な減少により経年的には減少傾向にあると考えられる。また、地域資源の持続可能な利用と密接に関わる文化や伝統知も失われつつある。さらに、~~近年は野生鳥獣による農林水産業への被害額は減少傾向にあるが、営農意欲の減退など、被害額以上に~~農山漁村へ深刻な影響を及ぼしているほか、ダニ媒介性感染症などの人獣共通感染症による健康へのリスクも顕在化しており、生態系による負の影響（ディスサービス）が顕著になっている。

(3) 将来予測

我が国の生物多様性や生態系サービスの変化に関する将来予測の研究が近年進展してきた。気候変動の観点からは、陸域や海域の様々な生態系における影響が予測されている。例えば、日本に生息するコンブ類 11 種のうち約 6 種が日本海域から消失する可能性や、サンゴ分布可能域が消失する可能性があることが示唆されており⁴、供給サービスや防災・減災に関わる調整サービス、レクリエーション等の文化的サービスに影響を及ぼす可能性がある。また、人口減少社会を迎えた我が国においては、人口分布（人口集中又は人口分散（※1））と重要視する資本の選択（人工資本活用又は自然資本活用（※2））によって、将来の生物多様性や生態系サービスの状態が大きく変わりうるとされている。例えば、自然資本・分散型社会シナリオの方が、人工資本・コンパクト型社会シナリオよりも米生産等の需要と供給のバランスがとれた自治体が多くなることなどが予測されている。このことは、生物多様性を保全し、生態系サービスを持続的に享受するためには、これまでの自然環境保全を目的とした施策に加えて、日々の一人ひとりの行動や社会のあり方も含めた対策が必要となることを示唆している。

※1 人口集中：現在の都心部や市街地に今後、人口が更に集中する。

人口分散：今後、人口が郊外や中山間地域により分散していく。

※2 自然資本活用：国内の自然資本（森林など）をより積極的に活用する。

人工資本活用：人工資本（コンクリートなど）をより積極的に活用する。

(4) 生物多様性の損失要因

日本の生物多様性の直接的な損失要因は以下に述べる「4つの危機」に整理することができる。それらの背後には、危機をもたらす間接的な要因としての社会経済の変化があり、さらに、それら全体に社会の価値観や行動が影響を与えている。社会の価値観や行動を変えるためには、社会を構成する一人ひとりが生物多様性の重要性を理解し行動するとともに、企業による事業活動等に生物多様性を統合する必要がある。しかし、現状ではこれらは不十分であり、生物多様性は主流化されていない状況となっている。生物多様性の損失を止め回復に向かわせるためには、生物多様性が直面している「4つの危機」に対処することが欠かせないが、同時にこの「4つの危機」を引き起こす社会の価値観と行動を変えなければならない。本国家戦略においては、これまでの社会の価値観と行動を、社会経済に内在する生物多様性の危機として位置づけ、対策の必要性を強調する。

① 生物多様性が直面する4つの危機

1) 第1の危機（開発など人間活動による危機）

⁴ Sudo et al., (2019) Predictions of kelp distribution shifts along the northern coast of Japan. Ecological Research, 2019, 1-14

第1の危機は、開発を含む土地と海の利用の変化や乱獲といった生物の直接採取など、人が引き起こす~~要因による~~生物多様性への負の影響である。高度経済成長期以降、急速で規模の大きな開発・改変によって、自然性の高い森林、草原、農地、湿原、干潟等の規模や質が著しく縮小した。近年では、大規模な開発・改変による生物多様性への圧力は低下しているが、過去の開発・改変により失われた生物多様性は容易に取り戻すことはできず、~~加えて、また、再生可能エネルギー設備や~~相対的に規模の小さい開発・改変によっても生物多様性は影響を受けている。~~また、気候変動緩和策は第4の危機への対策として重要だが、再生可能エネルギー発電設備の設置に伴い生物多様性の損失が生じているとも指摘されている。~~さらに、鑑賞用や商業的利用による個体の乱獲、盗掘なども~~生物の~~動植物の個体数の減少をもたらした。環境省レッドリストにおいて絶滅危惧種に選定されている種の減少要因においても、開発や捕獲・採取による影響が大きい。

2) 第2の危機（自然に対する働きかけの縮小による危機）

第2の危機は、第1の危機とは逆に、自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる生物多様性への負の影響である。里地里山の薪炭林や農用林、採草地などの二次草原等は、かつてはエネルギーや農業生産に必要な資源の供給源として日常生活や経済活動に必要なものとして維持され、同時に攪乱環境に依存する種を含めた動植物の生息・生育環境を提供するなど、その環境に特有の多様な生物を育んできた。しかし、近年では産業構造や資源利用の変化と、人口減少や高齢化による活力の低下、耕作放棄された農地の発生に伴い、農地、水路・ため池、農用林等の~~里山森林~~、採草・放牧地等の草原などで構成される里地里山の多様な環境のモザイク性の消失が懸念されている。~~また、森林においても、間伐等の森林整備が適切に行われないと、生物の生息・生育地としての森林の機能が低下するまた、~~2050年には現居住地域の約2割が無居住化すると推計されているが、集落の無居住地化による土地の放棄は、例えばチョウ類の生息に負の影響をもたらす。近年では、水田やため池の消失等によって~~タガメやゲンゴロウ等の水生昆虫や、メダカ類などの淡水魚やゲンゴロウ等~~かつては身近にいた水辺の生物が急激に減少している。さらに、耕作放棄~~された農地~~や利用されないまま放置された里山林などがニホンジカ、~~ニホンザル~~、イノシシなどの生息にとって好ましい環境となることや、狩猟者の減少・高齢化で狩猟圧が低下することなどにより、~~近年の捕獲対策の強化を図るまで、~~これらの野生~~鳥獣生物~~の個体数は著しく増加してきた。~~→近年の捕獲対策の強化により、現在は減少傾向にあるものの、分布域は依然として拡大しており、生態系への影響や農林業被害が発生している。このような状況の下近年、農林水産業作物被害額は現在、減少傾向にあるが、営農意欲の減退などに、被害額以上に農山漁村へ深刻な影響を及ぼしている。さらに、生態系への影響が発生しているほか、中山間地域の自然環境や社会環境の変化、クマ類の生息分布の拡大などにより、クマ類等の市街地出没やそれに伴うによる~~人身被害が発生している。

3) 第3の危機（人間により持ち込まれたものによる危機）

第3の危機は、外来種の侵入や化学物質による汚染など、人間が近代的な生活を送るようになったことにより持ち込まれたものによる生物多様性への負の影響である。外来種については、本来の移動能力を超えて人為により意図的・非意図的に国外や国内の他の地域から導入された生物が、地域固有の生物相や生態系を改変し、絶滅危惧種を含む在来種に大きな影響を与えている。ひとたび国内に定着した外来種の分布拡大を抑えることは容易ではなく、例えば、~~2017年にはほぼ全国において、生態系被害などを引き起こして問題となっている~~アライグマの分布は2006年から2017年で生息確認メッシュが約3倍に拡大し、ほぼ全国に広がっており、ヌートリアの分布は2002年から2017年で生息確認メッシュが約5倍に拡大している~~アライグマ・ハクビシン・ヌートリアのいずれかが分布していることが明らかになっている~~。また、近年では輸入された物品等に付着してヒアリが国内に侵入する事例が増加するなど、人の生活環境への影響の懸念も増大している。さらに、例えば緑化における輸入種子由来のヨモギやコマツナギの使用など、在来種の自然分布域内に遺伝的形質の異なる集団に由来する同種個体が人為により導入されることによる遺伝的攪乱も懸念されている。また、ペットとして飼養されていた動物が災害時などにより逸走する、又は遺棄されることで自然界に定着し、当該地域の生態系や生物多様性に影響を及ぼすことも懸念される。

汚染については、我が国では戦後の高度経済成長期に発生した公害を踏まえてその防止のための取組が進んだ背景がある。個別には、化学物質については、20世紀に入って急速に開発・普及が進み、~~現在、~~生態系が多くの化学物質に長期間ばく露されるという状況が生じている。~~おり、~~化学物質の利用は人間生活に大きな利便性をもたらしてきた一方で、中には生物への有害性を有するとともに環境中に広く存在するものがあり、そのような化学物質の生態系への影響が指摘されている。このような問題に対応するため、農業における化学肥料や化学農薬の使用量の低減等、化学物質の環境影響の低減に向けた取組が求められる。さらに、近年ではマイクロプラスチックを含む海洋プラスチックごみによる生態系への影響が世界的に懸念されている。水域の富栄養化については、1980年代半ばから改善傾向にあり、その影響も減少傾向にある。

4) 第4の危機（地球環境の変化による危機）

第4の危機は、地球温暖化や降水量の変化などの気候変動、海洋の酸性化など地球環境の変化による生物多様性への負の影響である。IPCCの第6次評価報告書第2作業部会報告書では、人為起源の気候変動により、自然の気候変動の範囲を超えて、自然や人間に対して広範囲にわたる悪影響とそれに関連した損失と損害を引き起こしていると評価されている。我が国においても既に、温暖な気候に生育するタケ類（モウソウチク、マダケ）の分布の北上や、南方系チョウ類の個体数増加及び分布域の北上、海水温の上昇によるものとみられるサンゴの白化等が確認されている。今後、高山性のライチョウの生息適域の減少及び消失、ニホンジカ等の高緯度・高標高域への分布拡大、森林構成

樹種の分布や成長量の変化等、様々な生態系において更に負の影響が拡大することが予測されており、島嶼、沿岸、亜高山・高山地帯など、環境の変化に対して弱い地域を中心に、我が国の生物多様性に深刻な負の影響が生じることは避けられないと考えられている。

② 危機の背景にある社会経済の状況

1) 経済成長（主に第1の危機の背景）

戦後の高度経済成長期を含め、GDP（国内総生産）が拡大していく中で、社会インフラの整備が進められるなど国土の利用は大幅に変化し、交通の利便性や防災機能は大幅に向上した。その一方で、例えば、製造業の拡大に伴い臨海部や内陸部において工業地が造成され、沿岸部では広範囲の埋立てが進められるなど、多くの生態系が開発・改変された。現在では急激な開発が弱まっているが、新たな開発の継続や過去の開発による影響が残っている状況にある。また、経済成長に伴う大量生産・大量消費を基調とする生活は生物多様性を脅かす大きな要因となっている。

2) 人口（主に第1、第2の危機の背景）

明治時代以降の人口増加に伴い、宅地面積は急激に増加し、都市的な土地利用の面積が拡大した。また、地方から都市への人口流出が進み、地方においては里地里山地域の荒廃や耕作放棄された農地の増加、都市においては家庭排水による河川・湖沼や海域での水質悪化等につながった。一方、我が国の総人口は2004年にピークを迎え、減少に転じた。総人口に占める過疎地域人口の割合は減少を続け、過疎地域等において無居住地化が進むと予測されており、里地里山と人との関わりがこれまで以上に減少していくおそれがある。

3) 産業構造の変化（主に第2、第3の危機の背景）

我が国の産業別の就業人口について、第一次産業は1970年代の約19%から2015年には約4%に低下した一方で、第三次産業は約47%から約71%に増大する産業構造の変化が生じている。また、戦後から1970年代にかけて、エネルギー源が石油などの化石燃料にシフトし、薪炭が利用されなくなるとともに、化学肥料の生産量が急激に増加するなど、農山村地域における薪や落ち葉等を用いたたい肥などの生物由来の資源の利用が低下した。これらにより、人為的な管理により維持されてきた里山林や野草地の管理の放棄が急激に進んだ。

4) 経済・社会のグローバル化（主に第2、第3の危機の背景、他国への影響）

戦後、経済・社会のグローバル化が急速に進み、食料や木材等の自給率が低下した。これにより、国内の資源利用が減少すると同時に、海外の資源への依存とそれによる影響が増大している。また、我が国の港湾の貨物輸入量は1960年に約0.9億トンであったものが、2013年には約10億トンに達するなど、物の国境を越えた移動が増大してい

る。また、我が国は生きた動物や植物を大量に輸入している。このような経済・社会のグローバル化による人・物の出入りの急増に伴い、生物多様性に影響を与えるおそれのある生物が、意図的・非意図的問わず増加していると考えられる。また、グローバルな人の動きにより、国境を越えて広く国際社会全体に感染症が拡大する。資源の輸入の増加は、日本における消費活動が他国の生物多様性に~~へ~~の影響を与える「テレカップリング」（ある地域の消費活動と、離れた地域の自然環境との間に起こる相互作用）を生じさせている。すなわち、海外からの資源の輸入に依存することで、資源を供給する国における生物多様性の損失をもたらしており、他国における野生動植物種の絶滅のおそれの増大に影響を与えている。

③ 社会経済に内在する生物多様性の損失要因危機（生物多様性が主流化されていない状況）

生物多様性に対して負の影響を与える社会経済の変化をもたらすのは社会のあり方と、国民全体の価値観と・行動であり、生物多様性が主流化されていない状況自体が生物多様性損失の根本的な要因（危機）といえる。例えば、生活・消費活動において資源の持続可能性に配慮した選択をする行動が当然となるような社会経済の構造となっておらず、それを支える価値観も醸成されていない。内閣府による 2019 年の世論調査によると、自然に「関心がある」人が全体の 90.6%にのぼる一方、「生物多様性」の言葉の「意味を知っていた」人は全体の 20.1%、「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人が 31.7%であり、「聞いたこともなかった」人が 47.2%となっており、生物多様性に関する認識や理解が十分に進んでいない状況にある。また、総務省統計局の 2016 年の社会生活基本調査によれば、「自然や環境を守るための活動」に参加している人の割合は 4%と、2001 年の 8%から減少している。近年では、自然体験をほとんどしたことがない子どもや若者も増えており、更に自然との関係が希薄になっていることが懸念される。前述の内閣府世論調査において、若者（18～29 歳）の回答を見ると、自然に「関心がある」人は他の年代よりも低く、自然体験の減少などにより自然への関心が低くなっている可能性がある。ただし、若者の回答において生物多様性の「意味を知っていた」と「意味は知らないが、言葉は聞いたことがあった」人を合計した割合は他の年代よりも高く、学校教育等により一定の認知が広がっている可能性もある。

また、国内外の生物多様性への負荷は、食料・木材などの生物資源の直接的利用だけではなく、非生物資源の利用にともなう汚染・排出物の影響など様々な事業活動から生じている。一般社団法人日本経済団体連合会・経団連自然保護協議会の調査⁵によれば、経営方針等に生物多様性保全の概念を盛り込んでいる会員企業の割合は、2009 年度から 2019 年度までの 10 年間で 39%から 75%に大幅に増加している。また、本社の事業活動における生物多様性への影響の把握・分析・評価を行っている会員企業の割合は 57%にのぼる一方で、

⁵ 一般社団法人日本経済団体連合会 経団連自然保護協議会 生物多様性民間参画パートナーシップ（2020）
生物多様性に関するアンケート ―自然の恵みと事業活動の関係調査―＜2019 年度調査結果＞

1 サプライチェーンにおいて行っている割合は24%にとどまっている。

2 生物多様性の重要性や私たちの暮らしとの関係性への認識が低ければ、生物に配慮した
3 行動や意思決定にはつながらないと考えられる。こうした生物多様性が主流化されてい
4 ない状況に対応していくためには、社会の価値観や行動を変えていく必要があり、まずは教
5 育や自然体験の機会を通じて関心や理解を高めることが強く求められる。また、同時に日々
6 の生活において生物多様性に配慮した選択を可能にするための仕組みや、事業者による持
7 続可能な生産・調達を広げる取組が必要となる。

8 一方、我が国が有する生物多様性の保全に資する技術や製品・サービスあるいは知見を
9 世界に提供することにより、世界各国が抱えている各種の課題解決に、今後更に貢献して
10 いく必要がある。

11 2 これまでの取組と生物多様性国家戦略 2012-2020 の点検結果

13 「生物多様性国家戦略 2012-2020 の実施状況の点検結果」⁶では、生物多様性国家戦略
14 2012-2020 に基づく取組に関して、国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されたが、
15 全ての目標が達成されたとは言えず、更なる努力が必要と評価した。さらに、生物多様性
16 の損失を止め、2050 年を目標年とする長期目標「自然共生社会の実現」を目指すには、生
17 物多様性の損失に間接的に影響する社会・経済的な要因やその根底にある価値観と行動に
18 変化を引き起こすための新たな取組、そして、評価手法を含む国家戦略の構造等の改善が
19 望まれると指摘している。なお、2020 年までの間に重点的に取り組むべき国の施策の方向
20 性として掲げた各基本戦略の達成状況については、次の通り評価した。

21 ① 基本戦略 1 (生物多様性を社会に浸透させる)

22 「多様な主体の連携の促進」など、生物多様性を社会に浸透させる取組に着実な進
23 捗が見られたが、生物多様性を社会に浸透させたとはまでは言えない。

24 ② 基本戦略 2 (地域における人と自然の関係を見直し、再構築する)

25 人と自然との豊かな関係を着実に作りつつあるが、地域における人と自然の関係
26 を見直し、再構築するまでには至っていない。

27 ③ 基本戦略 3 (森・里・川・海のつながりを確保する)

28 森、里、川、海のそれぞれの中での個別のつながりの確保に向けた取組は着実に進
29 捗したが、森・里・川・海の全体のつながりを確保したとはまでは言い切れない。

30 ④ 基本戦略 4 (地球規模の視野を持って行動する)

31 一部数値目標の未達成などの取組の遅れが見られるが、国際的な資金メカニズム等
32 を通じた途上国支援など、地球規模の視野を持った行動は概ねなされた。

33 ⑤ 基本戦略 5 (科学的基盤を強化し、政策に結びつける)

34 科学的基盤の強化と政策への結びつけは概ねなされた。

35
36 JB03 では、これまでの取組や生物多様性・生態系サービスの状況等を踏まえ、我が国の

⁶ 2021 年 1 月 27 日 生物多様性国家戦略関係省庁連絡会議

生物多様性の損失速度は過去 50 年で緩和されてきたものの損失を回復するには至っていないとされた。また、更なる取組の強化・開始が必要であり、そのためには生物多様性損失の直接的な要因を対象とした対策だけではなく、社会のあり方を変えていくための総合的な対策が重要であることが指摘された。

第3節 生物多様性国家戦略で取り組むべき課題

(1) 取り組むべき課題の観点

本国家戦略で取り組むべき課題を次の観点から整理する。

① 世界目標への対応

生物多様性条約の締約国として、30by30 目標を含め、COP15 で採択されたポスト 2020 生物多様性枠組【P】の各目標の達成に向けた取組を国際的に連携して進める必要がある。また、生物多様性とビジネスをめぐる TNFD や SBTs for Nature といった新たな国際枠組に対応していく必要がある。

② 世界と日本のつながりの中での課題

我が国での消費行動がサプライチェーンを通じて海外の生物多様性に影響を与えていることや、地球規模においては人口増加により自然資源への圧力が増大する一方で、国内においては人口減少が進んでいること等を踏まえ、我が国における自然資源の利用のあり方を見直す必要がある。また、グローバル化による国境を越えた物流の増大等による外来種の侵入等に対処する必要がある。

③ 国内での課題

生物多様性・生態系サービス（自然資本）を社会・経済活動の基盤としてとらえ直し、それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」の取組を進めていく必要がある。その際、健全な生態系を確保するために、従来の保護地域による保全に加え、保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域における取組の促進や、陸域や海域の利用を持続可能にしていく活動、里地里山の自然資源利用やゾーニング等を進めることが重要である。また、生物多様性国家戦略 2012-2020 において示したように、東日本大震災を踏まえ、恵みと脅威の両面から人と自然との関係を認識するとともに、地域の自然を活かして継続的に復興に取り組むことが重要である。さらに、我が国では人口減少や少子高齢化により自然資源の管理の担い手が減少しており、生物多様性の保全に向けた財政的な支援やデータ基盤整備を含め、多様な主体が連携して活動を効率的・効果的に実施できるよう仕組みを構築する必要がある。その際、ジェンダーや世代等により異なる多様な価値観を考慮しつつ検討を進める必要がある。加えて、生物多様性への理解・関心の低さに対処する必要がある。

(2) 具体的課題

(1) の整理を踏まえ、本国家戦略において取り組むべき5つの課題を掲げる。

① 生態系の健全性の回復

これまでの取組により、我が国の生物多様性の損失速度は緩和されてきたが回復軌道には乗っていない。また、生物多様性が直面する4つの危機の影響は依然として大きく、今後気候変動による影響の増大等も懸念される。私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮させるため、生態系の健全性を回復させることが必要。

② 自然を活用した社会課題の解決

自然環境を社会・経済・暮らしの基盤として再認識し、そこから得られる恵みを維持し回復させる必要がある。特に、我が国では、人口減少や気候変動に伴う社会課題が顕在化しており、また、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を踏まえて、人と自然の関係のあり方や自然の活用方法が問われている。このため、人と自然の適切な距離を確保しつつ、自然を持続可能に活用し、多様な社会課題の解決を図ることが必要。

③ 事業活動への生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

生物多様性の損失は、自然資本の直接採取、土地利用の形態、有害物質の排出等の直接要因の他、持続不可能な生産・消費形態を生み出す経済システムや技術開発といった間接要因による生物多様性への負荷に対処しなければ止まらない。また、ビジネスにおける生物多様性の保全をリスクでなく機会ととらえ、保全に資する技術・製品・サービスを開発・展開することは、持続可能な経済活動の基盤の維持・増進につながる。持続可能なビジネスのためには、生物多様性・自然資本への配慮が不可欠であり、このため、生物多様性・自然資本の観点を事業活動に統合させることが必要。

④ 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識との再統合行動（一人ひとりの行動変容）

生物多様性の危機の根底には、その重要性に対する知識の不足・無関心及び生物多様性の価値が統合されていない社会構造がある。自然は人類の生存・生活に不可欠な存在であり社会経済の基盤であるという価値観を社会に広く浸透させるとともに、行動を促す枠組み作りを検討し、一人ひとりの具体的行動につなげていくことが必要。

⑤ 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性保全は、多様な主体による取組に支えられており、それらの主体による取組や連携を促す情報・技術の整備・発信や地域レベルでの計画の策定、人材育成、活動

1 支援、法制上、財政上又は税制上の措置等が必要である。また、我が国の海外への資源
2 依存や、国際的な物流等による我が国の生物多様性への影響の状況を踏まえ、国を越え
3 た保全と持続可能な利用に係る協調的な取組や情報・技術の共有が必要であり、国際連
4 携は基盤となる。

5
6
7 **(3) 課題への対処において重要な考え方**

8 ※課題や基本戦略においてキーワードとなる概念や取組について解説（案において記載）

9 ①SDGs との関係性

10 ②自然資本

11 (ESG 投資を含めて説明)

12 ③自然を活用した解決策 (NbS) 等

第2章 本国家戦略の目指す姿（2050年以降）

第1節 自然共生社会の理念

「自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会をつくる」

持続可能な社会を構築するためには、自然のバランスを崩さず、将来にわたりその恵みを受けられることができるよう、共生と循環に基づく自然の理に則った行動を選択することが重要である。また、自然資本を次の世代に受け継ぐべき資産としてとらえ、その価値を的確に認識して、自然資本を守り持続可能に活用する社会に変革していくことが必要である。これらを通じて、自然のしくみを基礎とする真に豊かな社会を構築する。

第2節 目指すべき自然共生社会像（長期目標としての2050年ビジョン）

【2050年ビジョン】

『「2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、すべての人々にとって不可欠な利益がもたらされる」自然と共生する社会』を実現する。具体的には次の社会を実現する。

① 生存基盤となる豊かな生物多様性に支えられた多様で健全な生態系が確保された社会

それぞれの地域の生物多様性や生態系が、人と自然の関係も含めた地域の特性に応じて地域ごとの知恵や技術も活かしつつ保全・再生され、次の世代に受け継がれる社会。

そこでは、保護地域と OECM の連携した効果的なシステム等により、生物群集全体の保全の観点から生息・生育地が量的にも質的にも適切かつ十分な範囲で保全され、生態系の健全性が確保されており、さらに、自然再生等により生物多様性の回復（ネイチャーポジティブ）が進められており、地域の個体群がそれぞれに保全され、遺伝的な多様性も確保され、災害や気候変動等の様々な変化に対してレジリエントな生態系が確保されている。こうした生態系が二酸化炭素の吸収源としても適切に保全・管理されている。

② 自然を基盤としてその恵みを持続可能に利用する社会

生物多様性や生態系が有する固有の価値が尊重されつつ、損失や劣化を引き起こさない持続可能な方法により生物多様性や生態系が利用される社会。また、多様で健全な生態系から生み出される自然の恵みや、自然との関わりの中で様々な恵みを引き出す知識や技術などの文化・暮らしが次の世代に受け継がれ、地域コミュニティが活性化している社会。

そこでは、化石燃料等の再生不可能な地下資源依存から移行し、地域の自然資本を持続可能な形で利用することで、生物多様性の第2の危機が緩和されるとともに、海外も含めて持続可能な形で生産されていない資源に対する依存の比率が低下し、地球

1 規模での持続可能な社会の構築に寄与している（テレカップリングによる負の影響の
2 解消）。また、生態系が多様な機能を発揮することにより、気候変動緩和のための吸
3 収源の確保や災害リスクに対するレジリエンスの強化に加え、観光や農林水産業など
4 を通じた地域の活性化、健康や福利など、我が国が直面する社会的課題が解決してい
5 る。

6 7 ③ 生物多様性の主流化による変革がなされた社会

8 生物多様性や生態系が私たちの暮らしを支えていること、すなわち自然資本が社
9 会経済の基盤であることが認識され、公共部門、民間部門、そして、一人ひとりの
10 行動において、生物多様性と生態系に対する配慮が内部化されている社会。

11 そこでは、生物多様性と生態系への負荷が少ない持続可能なサプライチェーンが構
12 築され、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保されている。

13 地域における生物多様性のあり方がそれぞれの地域で合意され、保全と持続可能な
14 利用を実現するエリアベースの取組に地域の多様な主体が関わり、国土全体と地球規
15 模の生物多様性を考慮した重層的なガバナンスが進められ、多様なセクターや関係す
16 る個人が適切な役割分担に基づき取組を行っている。

第3章 2030年に向けた目標

第1節 2050年ビジョンの達成に向けた短期目標（2030年ミッション）

第2章第2節で掲げた2050年ビジョンの達成に向け、2030年までに達成すべき短期目標（2030年ミッション）を掲げる。

（1）2030年ミッション「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」

『2030年までに、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」を実現する。』

本国家戦略において、「ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」とは、「生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せること」とする。「2030年ネイチャーポジティブ：[自然〇〇]」の実現に向けて、人類存続の基盤としての健全な生態系を確保し、生態系による恵みを維持し回復させ、自然資本を守り活かす社会経済活動を広げるために、これまでの生物多様性保全施策に加えて気候変動や資源循環等の様々な分野の施策と連携して取り組むべく、第1章第3節（2）で述べた課題に対応する以下の5つの基本戦略に沿って取り組んでいく。

1 生態系の健全性の回復

2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成に向け、保護地域に加えてOECMによる保全の取組を進めるとともに、普通種を含めた生物群集全体の保全を図る。また、生産活動を含む多様な目的での陸域や海域の利用において、生物多様性への負荷軽減と質の向上を図る。これらにより、気候変動等にも順応性の高い生態系の健全性を回復させる。

2 自然を活用した社会課題の解決

自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症対策、健康などの多様な社会課題の解決につなげる。また、野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理を推進する。これらにより、人間の幸福と生物多様性保全の相乗効果をもたらす生態系の恵みを維持・回復させる。

3 事業活動への生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

政府と事業者等が連携し、事業活動と生物多様性・自然資本の関係の評価の方法や経済に係る制度・システムのあり方を見直し、事業活動そのものに生物多様性・自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実施する。これらにより、事業活動において自然資本を持続可能に利用する社会経済活動を広げる。

4 生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動の再統合（一人ひとりの行動変容）

消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた投資家や助言者としての側面を持つ個人・団体の役割の重要性を踏まえ、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、より深化させるための施策を実施する。これにより、一人ひとりが自然資本を守り活かす社会経済活動を広げる。

5 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性の評価のための基礎的な調査・モニタリングの充実や、利活用しやすい情報の整備、取組の担い手確保等を進めるとともに、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。これらにより、国内及び地球規模での生物多様性保全の取組全体を底上げする。

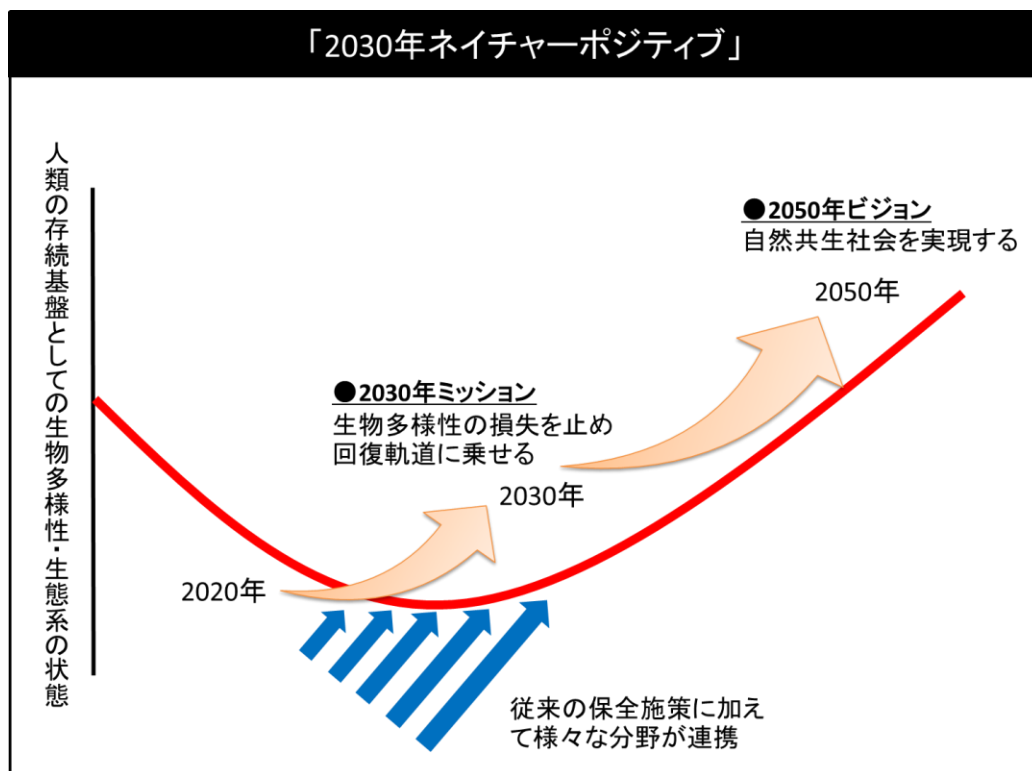
また、これらの基本戦略の下での多様な主体による取組を「ネイチャーポジティブ活動」と位置づけ推進していく。

（注）「ネイチャーポジティブ」に関する最新の国際的な議論等を踏まえ、本国家戦略における定義については引き続き検討を行う。

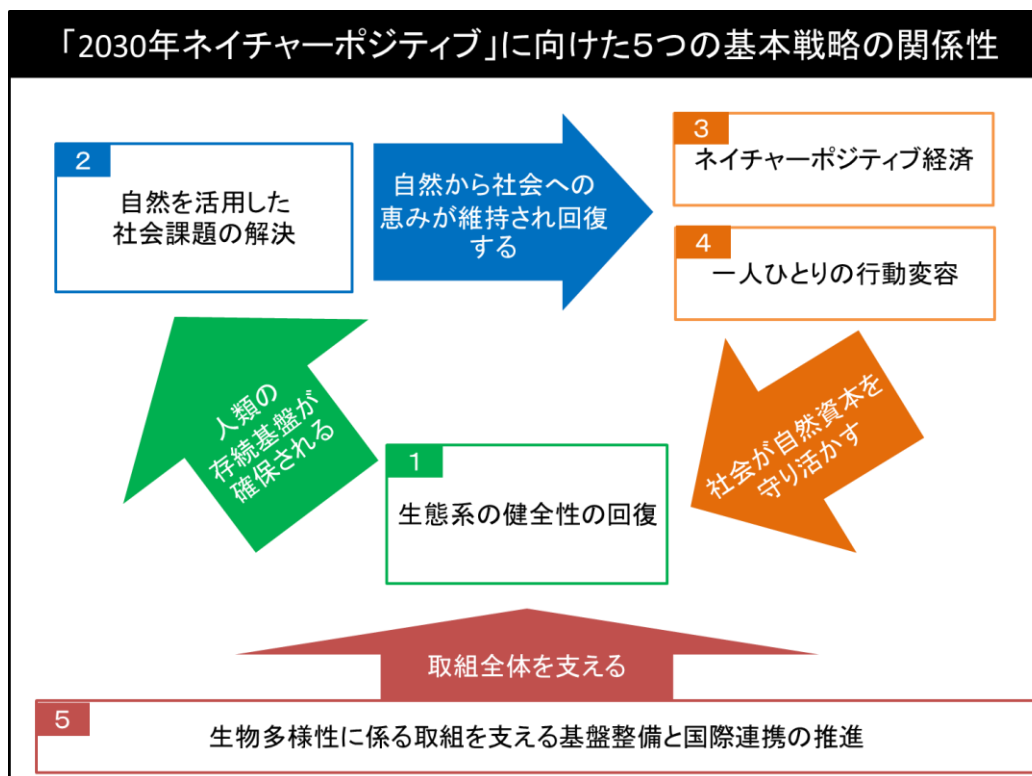
（２）ネイチャーポジティブの考え方（案において記載）

- ・「2030 年ネイチャーポジティブ [自然〇〇] 」について、国際的な議論や本国家戦略における考え方、基本戦略との関係性等について図なども用いながら解説する。
- ・この他、「ネイチャーポジティブ活動」や「ネイチャーポジティブ経済」等について、本国家戦略における施策や国民の生活等との関係を分かりやすく整理する。

- 1 【図のイメージ】
- 2 ①「2030年ネイチャーポジティブ」

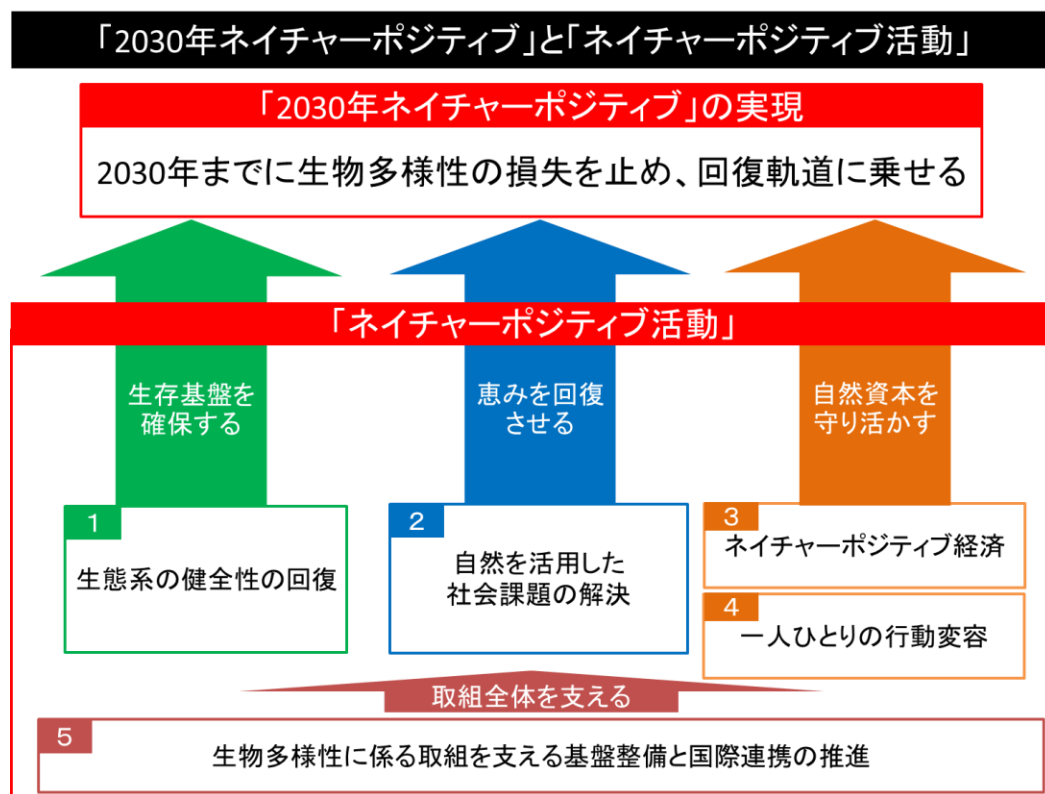


- 3
- 4 ②「2030年ネイチャーポジティブ」と5つの基本戦略の関係性



- 5
- 6

1 ③「2030 年ネイチャーポジティブ」と「ネイチャーポジティブ活動」



2
3
4

第2節 取組の柱としての5つの基本戦略と個別目標

2030年までの取組の柱として、次の5つの基本戦略を掲げる。また、基本戦略ごとに、2030年までに達成すべき状態を示す「状態目標」及び状態目標を達成するために実施すべき行動を示す「行動目標」を設定する。各状態目標及び行動目標は、我が国の状況及びポスト2020生物多様性枠組において示された世界目標を踏まえて設定する。

基本戦略1

生態系の健全性の回復

健全な生態系は、私たちの暮らしを支える多様な機能を十分に発揮する。このため、普通種を含めた生物群集全体の保全の観点から、2030年までに陸と海の30%以上を保全する30by30目標の達成を指標としつつ、国土全体にわたって生息・生育・繁殖地の確保と連結性の向上を図る。また、生産活動やインフラ整備等の目的を含む陸域及び海域の利用・管理において、生物多様性への負荷軽減と質の向上に係る取組を進める。さらに、野生生物の進化への人為的な影響をできるかぎり減少させるとともに、局所的に生息している野生生物から全国規模で生息している野生生物まで、また種の多様性のみならず地域個体群など遺伝的多様性の保全を含めた総合的な野生生物の保護管理を強化する。併せて、自然や社会の変化を踏まえ、人と野生生物の適切な関係を再構築する。これらの取組を効果的に推進するため、関係省庁の連携体制を強化する。これらにより、生態系レベルから遺伝子レベルまで様々なレベルでの健全性を確保し、気候変動等にも順応性の高い、生態系の健全性を回復させる。

1-1 生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化

① 保護地域による保全

生態系ネットワーク構築の中核となる脊梁山脈を中心とする奥山自然地域の保全を含め、生物多様性保全の屋台骨としての役割を担う国立・国定公園において、公園区域の指定・拡張、~~陸~~陸域における特別地域等の規制地種区分の見直しによる保護規制計画の適正化、海域における海域公園地区の指定・拡張等の取組を進めるとともに、管理の質を向上させるための自然再生・希少種保護・鳥獣保護管理・外来種対策等の取組の充実及び管理体制の強化を図る。また、他の海洋保護区の適切な設定や管理の充実・モニタリングの強化に関する検討を進める。また、自然環境保全地域など、~~それ~~上記以外の保護地域についても、必要に応じた指定・拡張や継続的・効果的な管理を図る。保護地域による保全・管理に際しては、将来予想される気候変動による影響への適応の観点も踏まえた取組を進める。

② OECMによる保全

「保護地域以外で生物多様性の保全に資する地域（OECM）」に関して、民間の取組等

によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト（仮称）」として認定していくとともに、有志の企業・自治体・団体等による有志連合（生物多様性のための30by30 アライアンス）を通じて、30by30 目標に係る先駆的な取組を促していく。地域主体での取組を一層促進するために、個人・団体等が参加しやすい経済的措置も活用したインセンティブの創出について検討し、関連する施策を推進する。併せて、関係省庁が所管している制度等に基づき管理されている地域においても、必要に応じてその地域の生物多様性保全機能が向上されるよう努めることを含め、OECM に該当する可能性のある地域を検討した上で、適切なものについてはOECMとして整理する。

③ 生態系の質の向上とネットワーク化

森・里・川・海のつながりを確保するため、国土を構成する地域区分（奥山自然地域、里地里山・田園地域、都市地域、河川・湖沼・湿地地域、沿岸域、海洋域、島嶼地域）ごとに、それぞれの特性を踏まえ、劣化した生態系の回復や自然の質を向上させ、生態系ネットワークの構築・維持を図る。そのため、天然生林の保全管理や多様な森林整備、草原の再生・維持管理、河川・湖沼・湿地・沿岸域における自然の再生、都市域における緑地の適切な保全や生物多様性に配慮した緑地の整備等を推進する。特に、国立公園等の保護地域内においては、自然の再生や生態系の維持回復につながる取組として、希少な生物の生育・生息する森林の針広混交林等の育成複層林又は天然生林への誘導、人工構造物の撤去等による河川の連続性の回復、外来種やシカニホンジカによる生態系への影響低減等を積極的に進める。また、河川をはじめとする水系が森林、農地、都市、沿岸域などをつなぐことで国土における生態系ネットワークの重要な基軸となっていることを留意し、統合的な土砂や栄養塩類の管理の観点も踏まえた取組を進める。その際、地域固有の生物相に応じた生態系の広がりや、複数の生態系を含む景観や海域など様々な空間レベルでのつながりを考慮して取組を進めする。さらに、身近な自然が普通種を含む生物の生息場所及び生態系ネットワークの構成要素になっていることに留意し、多様な主体の連携による維持管理を促進する。

④ 生物多様性の状況の「見える化」

30by30 目標の達成と多様な生態系のネットワーク化に向けて、世界的に作成が進む生態系レッドリストの動きも踏まえ、生物多様性の現状や保全上効果的な地域のマップ化等、生物多様性の重要性や保全活動の効果的な取組が期待できる場所等の生物多様性保全上の価値等を国土全体で「見える化」し、生態系の質的な変化を含めて評価・把握する手法の構築を図り、提供する。

1-2 陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減と質の向上

① 森林

生物多様性保全など多面的機能の発揮の観点から、多様な生育段階や樹種から構成さ

れる森林がバランス良くモザイク状に配置された状態を目指して整備及び保全を推進する。そのため、森林の現況や自然条件等に応じ、育成単層林においては広葉樹の導入等による針広混交の育成複層林への誘導等を含む多様な森林整備を進めるとともに、天然生林の適切な保全・管理を推進する。また、森林内の貴重な野生生物の保護など生物多様性の保全に配慮した森林施業を推進する。管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生育・生息環境の喪失にも対処し、生物多様性など多面的機能の発揮に資するように配慮した森林整備を持続的に進めるため、森林管理の担い手の確保・育成、市町村が主体となった経営や管理等を進める。

② 農地

農地における生物多様性保全に関する評価を進めるとともに、農業における化学農薬・化学肥料の使用量の低減や、有機農業の推進、家畜排泄物の適正管理等による環境負荷の低軽減、~~家畜排泄物の適正管理、有機農業や環境保全型農業の推進~~、多様な生物の生息・生育・繁殖環境となる水路・畦畔や防風林などを含めたモザイク性のある農村景観全体の保全等を進める。これらにより、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を推進する。また、適正な農業生産活動の継続による荒廃農地の発生防止や多面的機能の確保を図る観点から中山間地域等への支援を行う。さらに、管理不足から全国的に減少傾向にある草地における生産性や生物多様性保全等の機能の維持のための整備や管理を促進する。

③ 都市

都市における生物多様性を確保するため、都市公園の整備や緑地の保全、魅力ある水辺空間の創出等により、水と緑のネットワーク形成を推進する。また、緑地・農地と調和した良好な都市環境・景観の形成等を促進する。このため、緑地の有する多様な機能に関する評価を進めるとともに、生物の生息・生育・繁殖環境を損なわず、効果的な整備・管理を行うための地方公共団体における都市の生物多様性保全の取組を支援する。

④ 河川・湖沼・湿地（陸水）

河川・湖沼・湿地の管理において、生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な景観の保全・創出につながる取組や、外来種対策等を推進する。その際、かわまちづくり等の魅力ある水辺空間の創出や広域的な生態系ネットワークの形成を図る。また、河川環境整備や公共用水域の水質改善、流域の地域住民等と協働した取組による水環境への関心・理解の醸成等を通じ、健全な水循環の確保を推進する。

⑤ 沿岸・海洋

ブルーカーボン（沿岸域や海洋生態系によって吸収・固定される二酸化炭素由来の炭素）の吸収源としての活用や水産資源の増殖等において重要な役割を果たす藻場・干潟・サンゴ礁等の海域環境の保全・再生・創出を図る。海洋プラスチックごみ対策の観

点から、漁具の改良や海洋ごみ、漂着ごみの回収などを進めるとともに、船舶による外来種生物の越境移動対策の観点から、船舶等の適正な管理を行い、海の保全・再生を進める。なお、海洋プラスチックごみ対策に当たっては、海域に流出する前に、主要な発生源の1つである内陸地域を巻き込み、陸域でのポイ捨て抑制対策、分別回収の徹底と散乱防止対策、これらの普及啓発等により発生抑制を推進することも重要である。

また、魚介類の養殖漁場の底質の悪化や富栄養化が生じないように、飼料開発や漁場管理の適正化に努める。さらに、持続可能な水産資源管理のシステムを構築し、生物多様性の確保と同時に我が国の漁獲生産量の回復を図る。

水質浄化及び生物の生息・生育空間の確保の観点から、新たな護岸等の整備や既存の護岸等の補修・更新時には、施工性及び経済性等も考慮しつつ、原則として、生物共生型護岸等の環境配慮型構造物を採用する必要がある。

1-3 野生生物の保護管理

① 個別の取組の強化と複合的観点の取組

広域的な捕獲を含めた鳥獣の適切な個体群管理とその担い手確保、二次的自然に生息する種も含めた希少な野生生物の生息域内保全とそれを補完する効果的な生息域外保全・野生復帰等の実施、外来種生物対策における緊急に対処が必要な生物や広く飼育され野外個体数が多い生物への対応等、個別種に焦点を当てた取組を喫緊の課題に的確に対応しつつ進める。個別の取組を効率的かつ効果的に進めるために、鳥獣の捕獲に用いられる鉛製銃弾に起因する鳥類鳥獣の鉛中毒対策としての鳥獣捕獲における鉛弾の使用制限や、希少種の主な減少要因となっている侵略的外来種や野生鳥獣への集中的な対策など、複合的な目的での野生生物の保護管理を強化する。

② 普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組

絶滅危惧の状態にないいわゆる普通種についても、生態系を構成する基盤であり、多様な生態系サービスを発揮させるためにも重要であることから、現状を把握するとともに必要に応じて生息・生育・繁殖地の保全を含めた対策を図る。生物（交雑個体を含む）の人為的な野外放出は、遺伝的多様性の確保、国内由来の外来種や国外由来の在来種の問題等、地域の生物多様性の保全に影響を及ぼすことがあるため、その取扱いにあたって考え方を整理し、生物多様性への著しい支障を生じさせないように、必要な取組を講じる。

③ 野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組

経済・社会のグローバル化などを受けて様々な種類の動物が飼養されており、生物多様性に与える影響として、遺棄や放出により自然生態系に影響を及ぼす等の問題が挙げられる。動物の飼養に際しては、動物が逸走出しないような施設において管理者や飼い主が適正に管理すること、また、特に犬や猫についてはマイクロチップの装着と登録を促進することなどにより、適正な飼養管理を推進する。

1-4 保全上重要な地域の保護・保全に関する関係省庁の連携

これらの取組の効果的な推進のため、生物多様性の保全上重要な地域の保護・保全に関連する施策を所管する環境省、農林水産省、国土交通省等の関係省庁の連携体制を強化する。また、国立公園の約6割を国有林野が占めることに鑑み、環境省、農林水産省が所管する制度を組み合わせた保護の徹底、自然体験機会の提供、情報共有や合同研修等による管理体制の充実等、管理当局間の更なる連携を推進する。

基本戦略1における目標の設定

生物多様性の3つのレベル（生態系、種、遺伝子）のいずれにおいても健全性が確保されていることが、我が国の生態系が全体として健全であることに必須であることから、それぞれのレベルにおける健全性に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向けて生物多様性の損失の直接的な要因に対処するための行動目標や、生物の種及び種内の遺伝的多様性に着目した保全策について行動目標を設定する。

生態系のレベルにおいては、4つの危機の影響により規模（面積）・質の両面から損失が進んできた。このため、陸域及び海域の利用による損失に対処するための面的な保全を強化する（行動目標1-①）と同時に、利用により生じる負荷の軽減及び劣化した生態系の再生に取り組む（行動目標1-②）必要がある。さらには、陸域・海域の利用の変化以外の損失要因による影響の削減・軽減を図る必要がある（行動目標1-③）。これらにより、生態系の規模・質の両面から健全性を回復させることが求められる（状態目標1-①）種のレベルにおいては、直接的な採取に加え、外来種・汚染等の影響によりレッドリスト掲載種の増加など種の存続の危機が高まってきたことから、それらの損失要因を低減させる取組を行い（行動目標1-④）、各生物種が直面する脆弱性を低減させる必要がある（状態目標1-②）。遺伝子のレベルにおいては、種に対する圧力の増大とともに面的な生息地の広がりやネットワークが失われ、種内で一定のまとまりを持った集団が維持できず、遺伝的多様性が損なわれてきたこと等を踏まえ、これ以上の損失を防ぐとともに回復させていく取組を行い（行動目標1-⑤）、遺伝的多様性を維持する必要がある（状態目標1-③）。

【状態目標】

- ① 生態系の規模・質が少なくとも〇%増加し健全性が回復している
- ② 種レベルでの脆弱性が〇%低減している
- ③ 少なくとも〇%の遺伝的多様性が維持されている

【行動目標】

- ① 陸域及び海域の30%を保護地域及びOECMにより保全するとともに、それら地域の管理の有効性を強化する
- ② 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐ

- 1 とともに、既に劣化した生態系の〇%の再生を進め、生態系ネットワーク形成に資する施
2 策を実施する
- 3 ③ 汚染（生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理と環境容量を考慮した
4 適正な水準とする）、侵略的外来種（侵入率及び定着率〇%の削減）、気候変動による生
5 物多様性に対する負の影響を削減・軽減することに資する施策を実施する
- 6 ④ 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、生息・生育状況を改善するた
7 めの取組を進める（P）
- 8 ⑤ 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する（P）
- 9
- 10 <基本戦略 1 における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照>

基本戦略2

自然を活用した社会課題の解決

自然環境を社会・経済・暮らし・文化の基盤として再認識し、自然の恵みを活かして気候変動緩和・適応、防災・減災、資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの多様な社会課題の解決につなげ、人間の幸福と生物多様性保全を両立させる自然を活用した解決策（NbS）を進める。また、気候変動をはじめとする諸課題への対策と生物多様性との間でのシナジー（相乗効果）を最大化し、トレードオフを最小化することで、生物多様性を維持しつつNbSの効果を最大限発揮させる。さらに、中山間地域等において深刻な課題となっている野生鳥獣との軋轢解消に向けた効果的・効率的な鳥獣管理や、担い手づくりを進める。

2-1 自然を活用した地域づくり

地域における自然に関係する取組をNbSの観点から再評価し、NbSの地域における実装を促進する。そのため、技術的支援としてNbSの基本的な考え方や地域における実践の手法を整理し普及を図る。特に、国立公園等において、自然体験活動の促進、利用拠点の整備及び廃屋撤去を含む滞在環境の上質化、利用者負担、プロモーション等を図る「国立公園満喫プロジェクト」の取組を全ての国立公園に展開することや、自然を活かしたアドベンチャーツーリズム・サステナブルツーリズムを推進すること、また、生物多様性の保護と経済社会活動の両立により持続的な発展を目指すユネスコエコパークやユネスコ世界ジオパークの取組を推進すること等により、自然環境をの保全護すると同時に地域の経済社会を活性化させ、自然環境への保全へ再投資されると利用の好循環を形成し、自然を活かした豊かな地域づくりにつなげる。

自然資源管理に関する伝統知・地域知や文化を踏まえつつ、自然資源を活用した交流・関係人口の創出による都市と農山漁村のつながりの拡大や、観光、野生生物を活かした地域振興、再生可能エネルギーをはじめとする自然資本・生態系サービスを活かした地域の魅力向上と経済活動の促進、人口減少を見据えた長期的な視点での放牧、有機農業、ビオトープなど持続可能な土地利用を進める。このため、自立・分散型の社会を形成しつつ、各地域がその特性を活かした強みを発揮しつつ近隣地域等と地域資源を補完し支えあう「地域循環共生圏」のもとでの田園回帰、働き方改革、デジタル田園都市国家構想等の動きをとらえ、都市と農山漁村・自然の観光地とのつながりの拡大を促進するとともに、自然を活かしたワーケーション・サテライトオフィス・多拠点居住の推進や地域におけるNbSの推進につながる拠点の形成を進める。

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能な魅力ある国土・都市・地域づくりを進めるグリーンインフラの社会実装を官民連携・分野横断により推進する。

2-2 自然を活かした課題の統合的解決

① 気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化

森林や沿岸生態系をはじめとする自然生態系の気候変動緩和策（吸収源対策）としての機能を発揮させるため、保護地域の指定などや自然生態系の保全管理等の推進により、健全な状態に保全するとともに、森林については適切な整備を進め、人工林の森林資源の循環利用等を通じて、管理が適切に行われないことによる森林の多様な生物の生息・生育環境の喪失に対処し、自然生態系と地域経済の再生を図る。このため、林地残材の活用や手入れの不十分な里山におけるバイオマス資源のエネルギー源としての活用を進める。

また、流域治水の取組など気候変動適応策の推進に当たっては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの考えを推進し、遊水地等による雨水貯留・浸透機能の確保・向上や、人口減少により生じた空間的余裕を活用した自然再生を含め、気候変動により激甚化・頻発化が進むとされる災害に対してレジリエントな地域を作る「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」の実装を推進する。災害からの復興にあたっては、原形復旧の発想に捉われず、土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の観点を踏まえ、災害により生じた生態系の活用を含めた保全・管理を検討する。

② 気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化

自然の恵みの持続的な享受と気候変動緩和策対策のトレードオフを回避・最小化し、両立させるため、再生可能エネルギー施設の設置による生物多様性への悪影響はを防ぐ一方でき、地域の自然の恵みを損なうことなく地域の合意形成に十分配慮した地域共生型の再生可能エネルギーの積極的な導入を目指す。このため、環境アセスメント制度等により、環境への適正な配慮とパブリックコンサルテーションを確保する。また、個別法による立地規制や、事業法による事業規律の確保の取組との連携を行う。あわせて、環境保全と再生可能エネルギーの導入促進を両立するため、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、区域を設定する取組（ゾーニング）や環境アセスメント制度等に活用できる基礎的な情報を幅広く提供するためのデータベースの整備を進める。また、地球温暖化対策推進法に基づき、地域住民等の地域の関係者や有識者などが参加する協議会の場で合意形成を図りながら、環境省や都道府県が定める環境配慮のための基準に基づき、市町村が、促進区域を定めること等により、地域の合意形成を円滑化しつつ、環境に適正に配慮し、再生可能エネルギー事業を促進する。特に、生物多様性及び生態系サービスとの関係では、再生可能エネルギー施設の設置を促進すべき場所と自然の恵みを享受するために回避・配慮すべき場所の考え方について、将来的な国土利用のあり方を踏まえた上で整理を行い、適切な立地選択（ゾーニング）や生物多様性保全への配慮のための情報提供やガイドライン作成・活用を推進し、適地に誘導する。また、自然生態系以外の分野において気候変動適応策を実施する際に、人工構造物の設置等による生物多様性への影響を回避するなど、気候変動適応策とのトレードオフの回避・最小化を図る。

③ 身の回りにある様々な課題との統合的解決

国内バイオマス資源の素材としての活用を促進するため、利用技術の研究・開発や資源利用の拡大を図ることで、資源循環と里山の維持・管理を同時に推進する。また、~~病虫害対策における天敵等の活用~~、自然環境保全活動と教育・福祉分野との連携等により、自然体験や心身の健康増進と同時に、生物多様性保全に資する場の保全を図る。また、感動や癒し、ときめきなど、自然とのふれあいから生活の豊かさの向上につなげる取組を促進する。

2-3 鳥獣の管理と棲み分けと有効利用

野生鳥獣との軋轢解消に向け、（その再生産力を活かしきれていない）里地里山の自然資源利用やゾーニング等を通じた人と自然の棲み分けの取組を進めるとともに、捕獲等をした鳥獣の有効利用を進め、地域づくりに積極的に活用する。このため、捕獲等を行う鳥獣管理や有効利用の担い手の確保・育成に加え、最新のデジタル技術も活用した効率化・省力化の取組を進めるとともに、野生動物管理の専門人材を大学や学会等と連携し育成していく。また、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響等を生じさせる野生鳥獣に関する感染症の発生を迅速に把握し、対処するため、ワンヘルスの考え方も踏まえ、必要なサーベイランス等の継続・強化を行う。

基本戦略2における目標の設定

健全な生態系から得られる恵み（生態系サービス）を持続的に享受することが、人類の安全保障の根幹である自然資本を守り社会に活かしていくために必須であることから、自然を活かして地域から世界までの多様な社会課題の解決につなげるとともに、生態系からの負の影響を軽減するための状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生態系が有する機能を持続的かつ効果的に活用するための取組、地域や世界が抱える諸課題との統合的な対処に関する取組に関する行動目標を設定する。

生態系サービスを持続的に享受した社会課題の解決については、特に地域作りと気候変動対策の観点から目標を設定する。地域作りの観点では、どの課題にどのように自然を活用するのかを評価し可視化することで効果的な取組につなげる（行動目標 2-①）とともに、地域作りに係る幅広い取組において伝統文化に配慮し自然を活かした観点を入れ込む（行動目標 2-②）ことで、取組の広がりと同時に高度な技術も活用した自然の活用を図り、生態系サービスを現状以上に享受できるようにしていく必要がある（状態目標 2-①）。気候変動対策の観点からは、生態系の保全・再生を通じた気候変動緩和策及び適応策に貢献する取組の強化（行動目標 2-③）とともに、気候変動による生物多様性の損失を軽減するためにも重要な再生可能エネルギーの導入に際する生物多様性配慮を進める（行動目標 2-④）ことで、生物多様性保全と気候変動対策のシナジーを構築し、トレードオフを緩和する必要がある（状態目標 2-②）。また、生態系からの負の影響の軽減については、特に鳥獣被害の軽減に焦点を当て、軋轢緩和に向けた取組を強化すること（行動目標 2-⑤）により適切に距

離を保った関係を再構築する必要がある（状態目標 1-③）。

【状態目標】

- ① 生態系サービスを現状以上に国民が享受し、地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮している
- ② 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー構築・トレードオフ緩和が行われている
- ③ 野生鳥獣との適切な距離が保たれ、鳥獣被害が緩和している

【行動目標】

- ① 生態系が有する機能を可視化し、活用する
- ② 森里川海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する
- ③ 劣化した生態系の〇%の再生を含め、気候変動緩和・適応にも貢献する自然再生を推進するとともに、吸収源対策・温室効果ガス排出削減の観点から現状以上の生態系の保全と活用を進める
- ④ 再生可能エネルギー導入における生物多様性への配慮を推進する
- ⑤ 野生鳥獣の軋轢緩和に向けた取組を強化する（P）

＜基本戦略2における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照＞

基本戦略 3

事業活動への生物多様性・自然資本によるリスク・機会を取り入れた経済の統合（ネイチャーポジティブのドライバーとしての経済（ネイチャーポジティブ経済））

ネイチャーポジティブを実現すると持続可能な経済活動の実現に向け、政府と事業者等が連携し、~~事業活動と~~生物多様性・自然資本と関連する事業活動におけるリスクや機会の評価、目標設定、情報開示等を推進する。また、~~の関係の評価の方法や経済に係る制度・システムのあり方を見直し、~~ESG 金融を通じて、生物多様性・自然資本によるリスク・機会を組み込んだ経済への移行を実現し、ビジネスがネイチャーポジティブ実現のドライバーとなるための施策を実施する。~~事業活動そのものに生物多様性・自然資本の考え方が組み込まれるための施策を実施する。~~

3-1 事業者による自然資本配慮型経営（ネイチャーポジティブ経営）の取組の推進

① 生物多様性・自然資本に配慮した事業活動の促進

国は、事業活動における生物の多様性に及ぼす影響を低減するための取組を促進し、また、事業活動に係る生物の多様性の配慮に関する情報の公開について必要な措置を講ずることとされていることを踏まえ、事業者が自社の事業活動による生物多様性・自然資本への影響や依存度を適切に評価し、企業経営上のリスクと機会を分析して事業戦略に組み込んでいくための支援を行う。具体的には、SBTs for Nature（Science Based Targets for Nature）や TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）等の民間主導の国際枠組の動向を踏まえつつ、サプライチェーンを含む事業活動全体による生物多様性への影響及び生物多様性の損失による事業活動への影響の定量的な評価や重要性、事業活動にとってのリスクや機会、イノベーション等の可能性の分析、並びにこれらの分析に基づく目標設定や対外的な情報開示の手法について、~~実証事業や企業等への支援を通じて知見を集積し、を~~技術的助言としてガイドライン等により提示・発信し、事業者の取組を促す。

また、2030 生物多様性枠組実現日本会議（J-GBF）や生物多様性のための 30by30 アライアンス、民間の自主的な取組（経団連自然保護協議会、企業と生物多様性イニシアティブ（JBIB）等）との連携を通じて、事業者と連携及び協働して、政策形成と自発的な活動の促進を図る。サプライチェーンに係るデータ連携や、各種イニシアティブの詳細情報及び国際的な先進事例情報等を官民で共有するためのプラットフォームを構築する。

これらの取組に際しては、脱炭素、プラスチックの資源循環等をはじめとする循環経済等の他分野の取組とも連携し、可能な限り事業者が実効的かつ統合的に取り組めるよう配慮する。

事業者は、国の取組等と連携し、サプライチェーンにも配慮しながら、自社の経営戦略に生物多様性や自然資本配慮を組み込むよう努める。

また、OECM に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定申請及びその維持

管理について、地域の他の主体とも連携して、積極的に貢献していく。

② ファイナンスの拡大等による民間資金の導入

国は、グリーンファイナンスにおける生物多様性・自然資本分野の取組を促進するため、TNFD 等による自然関連の評価の情報開示等を踏まえた自然関連のリスクと機会に対する金融機関の認識を深め、金融機関を含めた事業者による生物多様性・自然資本配慮に係る情報開示や目標設定についての技術的助言を行う。また、グリーンインフラ技術の社会実装や海洋生態系の保全再生等を通じて、グリーンボンド等の民間資金調達手法の活用を促進し、グリーンファイナンス・ESG 投資の拡大を図る。

また、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動について、事業会社と金融機関の対話（エンゲージメント）を促すよう技術的助言や体制構築を行う。

③ 業界ごとの取組の促進

国は、みどりの食料システム戦略等を推進踏まえた新たな食料・農林水産業のあり方を検討し、持続可能な食料システムの構築を通じて環境負荷の低減に取り組む。

また、業界単位で、生物多様性・自然資本に配慮した事業活動を促進する自主的な取組を促すため、業界団体と連携して計画策定等を支援する。

④ 中小企業や地場企業の支援

国は、中小企業や地場の企業に対して、その状況に応じて、分かりやすい情報発信や人材育成を通じて、段階的に生物多様性・自然資本に配慮した取組を実施できるような道筋を示していく。

地域での生物多様性・自然資本配慮や 30by30 目標などの取組を進める上で、地域金融機関の役割が需要重要であることから、地域金融機関と連携した普及啓発、ESG 地域金融の取組を促進する。

3-2 経済的手法の活用と新たな自然資本配慮型ビジネスの創出支援

① 経済的手法の調査検討と活用

国は、経済的な手法を活用して事業者等の生物多様性・自然資本の保全に向けた取組を促進するためについて、OECM 認定を受けた土地等の環境価値の見える化とその売買や、寄付等を通じたマネタイズ手法の調査・実証を行う。

国は、保護・保全エリア等に係る税制優遇措置を検討する。

② 自然資本配慮型経営や産業の創出促進

国は、日本企業の技術や知見を活かし、国内外の生物多様性・自然資本の保全等に資する技術・製品の実証、サプライチェーン管理やトレーサビリティ確保に資する支援等を行う。

また、自治体等と連携し、地域において自然資本の保全や持続可能な利用に資するビ

1 ジネス創出支援を行う。

2 国は、生物多様性・自然資本に由来するビジネスのポテンシャル等を調査し、我が国
3 の自然資本ビジネス拡大に向けたロードマップを策定する。

5 3-3 事業者としての国・地方公共団体の率先垂範

6 国は、グリーン調達やグリーン契約購入等を通じて、調達時における生物多様性・自然
7 資本配慮を率先的に進め促進する。また、自ら行う事業において、生物多様性・自然資本
8 への負荷を削減するよう取組を進める。

10 3-4 国際的な規範形成への積極的関与

11 ① 官民の国際枠組みへの関与

12 国は、事業者と連携し、TNFD や生物多様性に関する国際規格（ISO）等の国際的な民
13 間主導のルール作りに対応するための官民連携体制を構築する。我が国の経験を踏まえ
14 た上で、関係諸国と連携しながら実効的なルールが形成されるよう国際的な議論に貢献
15 する。

17 ② 国際的な自主的取組の促進

18 国は、事業者と連携し、我が国における事業者等の自主的取組を国際的に発信すると
19 ともに、国際的な企業連合による、30by30 目標やネイチャーポジティブに向けた取組
20 を促す枠組み作りを支援する。

22 ③ 遺伝資源・ABS（Access and Benefit-Sharing）

23 国は、国際的な遺伝資源に関する塩基配列情報（DSI）の議論も注視しつつ、遺伝資
24 源へのアクセスと公正かつ衡平な利益配分という ABS の理念を踏まえ、生物資源を持続
25 可能な形で有効に活用するとともに生物多様性の保全に資するような取組を促進する。
26 このため、国際的な議論への貢献と国内における普及啓発を通じた ABS ルールの理解、
27 遵守促進や関連事例の蓄積を図る。

29 3-5 自然資本配慮経営や産業創出に向けた基盤整備

30 ① 研究開発

31 国は、個々の製品・サービスやサプライチェーンを含む事業活動全体における、生物
32 多様性・自然資本への影響を可視化するための国内外の方法論の整理を行う。また、生
33 物多様性・自然資本を会計や財務情報に定量的に組み込むための方法論の検討や、自主
34 的手法・経済的手法を通じた生態系サービスへの支払い（PES）における国内外の事例
35 や研究成果の収集・分析を行う。

37 ② 技術開発・データ基盤

38 国は、気候変動等他分野の取組と連携し、デジタル技術等を活用し、サプライチェー

ン上で生物多様性・自然資本への影響を把握する技術や、生態系保全・回復やモニタリングに資する技術開発を支援する。

また、気候変動等他分野の取組とも連携し、生物多様性・自然資本に係るデータの連携等を促進し、事業者による影響把握や情報開示等を支援する。

基本戦略3における目標の設定

ネイチャーポジティブ経済の実現を図ることが社会変革に必須であることから、事業活動に生物多様性・自然資本を統合していくための状態目標を、金融分野、事業活動全般、農林水産業分野の観点から設定する。また、それらの状態の達成に向け、事業活動における生物多様性への影響を評価・分析し開示することを促すための取組や、生物資源の持続可能な利用から得られる便益を保全に活かしていく取組、生物多様性保全に貢献する事業を支える取組に関する行動目標を設定する。

金融分野の観点では、投融資を通じてネイチャーポジティブ経済の実現を促進するため、企業側の情報開示の促進と金融機関・投資家側の認識向上、両者の対話の促進等により投融資の基盤を整備し（行動目標 3-①）、ESG 投融資の規模拡大と生物多様性分野への配分を促進していく（状態目標 3-①）必要がある。事業活動全般において、企業が自らの活動による生物多様性への正負の影響を定量的に評価・分析し、目標設定と情報開示を行うための技術的助言を行うとともに、生物多様性に正の貢献をする技術・サービスを促進することが必要である（行動目標 3-②）。同時に、遺伝資源へのアクセスと公正かつ衡平な配分を通じて生物資源の持続可能な利用と生物多様性保全への還元を促進することが求められる（行動目標 3-③）。これらを通じ、事業活動全般において生物多様性への正の貢献を増大させ、負の影響を軽減させることが必要である（状態目標 3-②）。農林水産業の観点からは、生産から消費に至る各段階において生物多様性への負の影響を軽減し正の貢献を増大させるための支援を講じ（行動目標 3-④）、我が国における持続可能な農林水産業の拡大を図る（状態目標 3-④）必要がある。

【状態目標】

- ① 生物多様性の保全に資する ESG 投融資を推進し、生物多様性に資する施策に対して適切に資源が配分されている
- ② 生物多様性保全に貢献する技術・サービスが普及するとともに、国内企業の事業活動を通じて生物多様性への負の影響が減少し、正の影響が増加することにより、日本全体の負の影響が〇%低減している
- ③ 持続可能な農林水産業が拡大している

【行動目標】

- ① 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、企業による生物多様性への影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すことで、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性

- 1 を保全・回復する活動を推進する
- 2 ② 事業活動を通じて日本の生物多様性への負の影響を〇%減らすべく、生物多様性保全に貢
- 3 献する技術・サービスに対する支援を進める
- 4 ③ 遺伝資源の利用に伴う ABS を実施する
- 5 ④ 持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる
- 6
- 7 ＜基本戦略 3 における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照＞
- 8

基本戦略 4

生活・消費活動における生物多様性との価値の認識と行動再統合（一人ひとりの行動変容）

ネイチャーポジティブの実現に向けては、個人・団体レベルでの生物多様性に配慮した日々の生活や取組に加え、消費や使用を通じてサプライチェーンの一部を形成するとともに、事業者への働きかけを通じた消費者や投資家、助言者としての個人・団体の役割も極めて重要であり、新たな技術等も活用しつつ、かつての生活・消費活動と生物多様性の密接な関わりを取り戻し、かつ、より深化させるための施策を実施する。施策の実施に当たっては、生物多様性への関わり方や理解が性別や世代等によって異なることがあることも踏まえて、ジェンダーの観点や若者への発信等も含めて対応する。

4-1 生物多様性に係る環境教育・環境学習等の推進

① 行動変容に向けた生物多様性の理解増進

国は、国民の取組を促進するための基盤として、生物多様性に係る最新の科学的知見に基づく内外の情報とともに、生物多様性・自然資本や自然の恵みといった概念をわかりやすく整理し、一人ひとりの生活と自然の結びつきをより明確なものとした情報を発信する。その際には、画一的な発信ではなく、ターゲット層ごとに、メディアやメッセージを組み合わせ効果的なアプローチをとる。併せて、事業者や関係団体と連携し、生活と自然に係る情報や指標（フットプリント等）のデータ提供を行う。

国民は、日々の生活において生物多様性の恵みを利用して暮らしており、国内の生物多様性のみならず、世界の生物多様性の劣化に影響を及ぼしていることを踏まえ、生物多様性の重要性を認識することに努める。また、民間団体は、専門的な情報を国民等に分かりやすく伝達することにより各主体の情報の橋渡しを行うことが期待される。

国及び民間団体は、事業者、専門的知見を有する者等の多様な主体と連携・協働する場である 2030 生物多様性枠組実現会議（J-GBF）等において、SNS や各種メディアを通じて国内外に積極的に情報発信を行うとともに、行動変容を議論する場を設け、ナッジ⁷等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す。

② 人材育成の推進

国は、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」及び同法に基づく基本方針に基づき、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、生物多様性に係る環境教育・環境学習が推進されるよう、教職員等の資質向上のための措置、体験の機会の場の認定促進等による体験活動を通じた理解と関心を深めるための措置等を講じる。また、「第2期 ESD 国内実施計画」を踏まえ、生物多様性を含む SDGs のゴール

⁷ 選択を禁じることも、経済的なインセンティブを大きく変えることもなく、人々の行動を予測可能な形で変える選択アーキテクチャーのあらゆる要素（出典：Richard H. Thaler & Cass R. Sunstein (2008) Nudge: Improving Decisions About Health, Wealth and Happiness)

実現に向け、学習の機会や場など学習環境の整備、指導者の育成、ユースや地域に着目した活動促進について、教育機関・地方公共団体、NPO・NGO、企業、研究機関、住民・個人等の多様な関係者の協力も得ながら具体的な取組を推進する。

学校及び社会教育施設における生物多様性に関する教育の推進を図るため、NGO 団体等と連携して、学校ビオトープや外来種対策、自然資本の持続可能な利用等を通じた学校教育・リカレント教育を推進する。

合わせて、専門的な知識又は経験を有する人材の育成を図るため、地域連携促進センター等とも連携し、地域での研修等の取組を推進する。

4-2 消費活動等における行動の変容

① 日常生活における生物多様性配慮物品やサービスの選択

国は、国民が生物多様性に配慮した物品やサービスを選択することができるよう、**生物多様性に配慮した選択肢の増加とその普及啓発に係る取組を進めるとともに**、事業活動に係る生物多様性への配慮に関する情報の公開、生物多様性に配慮した消費生活の重要性についての理解の増進を進める。これらの取組を促進するため、脱炭素や**プラスチックの資源循環等をはじめとする**循環経済等の他の環境や社会的課題への対応と連携を図る**した**。例えば、地産地消の推進や食品ロスの削減、木材等の再生可能な資源を利用した製品や再生品の優先的な購入や、生物多様性に配慮した環境ラベル製品、認証品や地理的表示等を踏まえた選択**などは、地域の自然資源の持続可能な利用につながり、ひいては生物多様性保全に貢献するものであり、これらの観点から消費者の行動を促す施策を実施する。**

国民や団体は、「3 事業活動への生物多様性・自然資本の統合における取組」と呼応して、自らの財やサービスについての消費活動を見直すとともに、事業者の取組評価や事業者への働きかけ・フィードバック、他の消費者への呼びかけ等を通じて、各ステークホルダーの行動変容を推進することが期待される。

② コミュニティビジネスや投資等を通じた働きかけ

国は、民間団体や地方公共団体等と連携して、自ら生物多様性に配慮したコミュニティビジネス等を行うことを支援するとともに、経済的手法やナッジの検討を通じた資金調達の支援を行う。

国民や民間団体は、自ら生物多様性に資するコミュニティビジネス等を行うことに加え、事業者の情報開示を踏まえた投資等を通じて事業者の生物多様性配慮を促す。

4-3 生物多様性保全への取組促進

① 生物多様性配慮行動の実践・協働

国民及び民間団体は、植林や自然の管理、外来種駆除、フードバンク・フードドライブ等の生物多様性の保全や自然資源の持続可能な利用に貢献する取組や、30by30 目標実現に向けた OECM に関して、「自然共生サイト（仮称）」としての認定やその維持管

理について、自ら行うとともに、地域の各主体と連携してこれらの取組に協力するよう努める。

国は、これらの取組を促すよう、支援事業を行うとともに、その他の経済的措置等による支援措置の検討や、ナッジ等を活用した行動促進を進める。

② 国民や民間団体が行う保全等への取組支援

国は、国民や民間団体が行う生物多様性保全上重要な土地の取得や、その維持及び保全のための活動その他の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組を促進すべく、地域自然資産法や経済的手法やナッジ等の手法の導入を進める。

また、生物多様性地域連携促進法に基づき、多様な主体の連携こうした取組のあっせん等を行う地域連携保全活動支援促進センターの取組を支援することで、こうした取組を促進する。

4-4 伝統知や自然観の継承、自然や動物とのふれあい

① 地域コミュニティ内での取組

自然環境の維持・管理の主体として地域コミュニティが重要であること、同時に、衰退した地域コミュニティの再興のためには自然との関わり合いが重要であることを踏まえ、国は、地方公共団体とも連携しつつ、地域コミュニティの再興や再構築に関する施策を推進するとともに、共助として地域の生物多様性保全活動への積極的な参画や寄付等の取組を推進する。

② 文化的・精神的な豊かさを求める価値観の醸成

「良い暮らしについての多様な観念の受容」の観点から、自然が人の肉体的・精神的な心身の健康にもたらす効果を把握し、自然の中で学び、遊ぶことのみならず、働くことや暮らすことで享受できる文化的・精神的な豊かさを求める社会の価値観の醸成を促す。

③ 地域における伝統文化、自然観の継承

生物多様性の豊かさに根ざした地域文化（伝統行事、食文化、地場産業など）を守り、~~ること~~地域における暮らしや土地利用のあり方を地域の自然に沿った形にしていくことが、地域の自然環境の保全に寄与することを踏まえて、我が国における人と自然の共生に関する伝統文化や自然観、地域の自然の恵みをひきだし災いを避ける知恵や技術などを収集・共有し継承していく施策を実施する。森里川海の繋がりを踏まえて、自然がもたらす文化的・精神的な豊かさや、自然が地域の伝統、食、産業、文化を支えていること、人と自然の共生という自然観の継承を、様々な機会を通じて発信し、地域住民の自然への理解や配慮意識を高め、地域における生物多様性の保全活動を促進する。

④ 都市部の居住者の自然とのふれあい

身近な自然環境とふれあうことは、生物多様性の重要性や自然に根ざして形成されてきた文化・風土などを理解する上で重要であることを踏まえ、人口の多くを占める都市部の居住者が、生物多様性が豊かに保たれている緑地空間や親水空間へのアクセスや日常的な自然体験、~~生産体験~~の機会を増加させられるよう、都市部や都市近郊での緑化の推進や緑地の適切な保全などを進める。また、都市部の居住者が、農業体験への参加を通じて、健康の増進や郷土愛の醸成等が図られるよう、市街地及びその近傍にある生産緑地等の適切な保全・活用を進めるに~~おける生産活動への参加機会を確保することで、都市部の居住者の健康の増進を図る~~。地方と都市部における施策を両輪で進めることにより、分散型・自然共生社会の形成につなげる。さらに、都市部から離れた自然豊かな地域、農山漁村等への交流を促進することで、固有の自然に遊び、親しむことや自然を学ぶ自然体験学習を促進する。

4-5 国民や民間団体の政策への参画の促進

① 政策形成への参画

国は、生物多様性の保全に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、民間団体や専門的知識を有する者等の多様な主体の意見を求め、これを十分に考慮した上で政策形成を図るため、官民連携プラットフォーム、パートナーシップ、有志連合等の取組を進める。

民間団体は、自らの専門能力を活かした政策提言を行うこと等が期待される。

基本戦略4における目標の設定

社会全体で生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていくためには、国民一人ひとりの行動がそれを支えることが必須であることから、そのための価値観の形成と行動変容の促進に関する状態目標を設定する。また、それらの状態の達成に向け、生物多様性を重視する価値観をもった人づくりや、生物多様性に正の貢献をする行動を後押しするための行動目標を設定する。

価値観の形成の観点では、学校等での教育において生物多様性の重要性について学びを深めることを促進する（行動目標 4-①）と同時に、様々な場面で日常的に自然とふれあう機会を増加させ、体験に裏付けられた理解を促す（行動目標 4-②）必要がある。また、行動科学の知見を活用して自主的な行動を後押しするナッジ等の取組も併せて行い（行動目標 4-③）、生物多様性を重要視した価値観を形成し、行動を促していく必要がある（状態目標 4-①）。行動変容の観点からは、特に日常生活と結びつきの深い消費行動の変容と、自然環境の保全・再生に直接関わる行動に着目した目標を設定する。消費行動の観点では、生物多様性に配慮した選択肢を増やすとともに、それらが選ばれやすくするようインセンティブを提示する（行動目標 4-④）ことで、適量購入と循環利用を進め廃棄量を減らすとともに、持続可能な商品を選ぶなど生物多様性に配慮した行動変容を促す（状態目標 4-②）必要がある。自然環境の保全・再生に関する行動の観点では、人と自然の共生に関わる伝統文化や

地域知・伝統知の継承を含め、地域における自然への理解や配慮を高めるとともに、地域における多様な主体の連携を促す取組等を通じて保全・再生活動を促進し（行動目標 4-⑤）、広く国民が自然環境の保全・再生活動に積極的に参加するよう行動変容を促す（状態目標 4-③） 必要がある。

【状態目標】

- ① 教育や普及啓発を通じて、生物多様性を重要視する価値観が形成されている
- ② 消費行動において、生物多様性への配慮が行われている
- ③ 自然環境を保全・再生する活動に対する国民の積極的な参加が行われている

【行動目標】

- ① 学校等における生物多様性に関する環境教育を推進する
- ② 日常的に自然にふれあう機会を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な知識の習得及び人としての豊かな成長を図る
- ③ ナッジ等の行動科学の知見等を活用し、国民に積極的かつ自主的な行動変容を促す
- ④ 食品ロスの半減及びその他の物質の廃棄を減少させることを含め、生物多様性に配慮した消費行動を促すため、生物多様性に配慮した選択肢を周知啓発するとともに、選択肢を増加させ、インセンティブを提示する
- ⑤ 伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ地域における自然環境を保全・再生する活動を促進する

＜基本戦略 4 における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照＞

基本戦略5

生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進

生物多様性の保全と持続可能な利用に係る取組を効果的に進めるため、自然環境の現状と時系列・空間的変化を的確に把握し、生物多様性の評価につながる基礎的な調査・モニタリングの充実と利活用しやすい情報整備、調査体制の発展・育成に向けた担い手の確保や活動支援を進める。また、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるとともに、各ステークホルダーの連携による横断的な取組を推進する。さらに、地球規模での生物多様性の保全への貢献のため、我が国の知見や経験を活かした国際協力や NbS を通じた生物多様性以外の環境分野の課題への対処に資する取組、IPBES への貢献を進める。

5－1 効果的な取組のための情報基盤の整備

① 情報基盤の整備、利用者ニーズに応じた情報の提供の推進

証拠に基づく政策立案（EBPM）、地域における生物多様性保全の取組、及びその評価を促進するため、基礎的・科学的な基盤情報や自然環境データの収集・整備の充実、科学研究の振興を図るとともに、それらのデータを多様な主体の目的に応じて、適切かつ迅速に利活用できるよう、「オープンデータ基本指針」（令和3年6月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に基づき、オープンデータ化やAPI連携等による官民データの情報提供の基盤・体制や相互の利活用を充実・強化する。

併せて、データの利用目的に適ったデータ品質を確保するとともに、これらを支える衛星画像やドローン等を用いたモニタリングに係るデジタル技術等の開発支援を行う。グリーンインフラをはじめとする生物多様性保全等に資する取組の計画・整備・維持管理等に関する技術開発を進めるとともに、地域モデル実証等を行い、地域への導入を支援する。

② 生物多様性に関する総合的な評価

生物多様性損失と社会経済活動の統合的な評価を含め、我が国の生物多様性及び生態系サービスの総合的な評価のための調査・研究を継続的に行い、全国的、あるいは地域的な観点から取組の成果を評価する。また、環境価値の見える化を見据え、生態系サービスや自然資本全体の経済価値評価を行い、多様な主体の行動変容や国家勘定への統合に向けた調査研究を進める。

5－2 生物多様性保全のための法制上の措置等及び地域計画

① 法制上、財政上又は税制上の措置等

国は、生物多様性に係る取組全体を底上げするため、生物多様性の保全及び持続可能な施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずる。

具体的には、本生物多様性国家戦略に記載されている国主体の生物多様性保全の取組について、必要な法改正や予算を確保等によりも実施していくとともに、民間資金の導入を促進する。また、保護地域や OECM による効果的な保全を通じた 30by30 目標の達成に向け、国立・国定公園等において自然環境の質の向上を図るため、利用者から徴収した利用料を自然環境の保全・管理等に充てる、利用者負担の仕組みを拡充するほか、野生動物観光をはじめとするエコツーリズムにおいても、持続性の確保のために自然環境の保全・管理等に利用者負担を求める仕組みを拡充していく。また、地方自治体や民間が主体となって行われる保全の取組の財政的な支援に努めるほか、必要に応じて保全を支援するための法制上、税制上の措置についても検討を進めていく。さらに、国内の各種補助金・奨励措置について、生物多様性に有害なものを評価し、特定されたものがあれば、該当する補助金・奨励措置のあり方を見直す。

② 空間利用に関わる地域計画・生物多様性地域戦略

陸域及び海域において、保全対象に応じた多様なスケールで生物多様性を考慮した空間計画に基づく統合的な取組を進める。特に、地域レベルでの NbS の考え方に基づく取組を推進するため、生物多様性地域戦略の策定など、地域での生物多様性の保全・活用の取組において関連する地域計画（環境基本計画、緑の基本計画、地域気候変動適応計画、地球温暖化対策の地方公共団体実行計画等）との連携や自治体間の広域連携による生物多様性地域戦略の策定の促進、ランドスケープアプローチを適用した統合的な取組、まちづくりにおける自然を活かした取組、取組を担う人材や中間支援を行う人材等の育成や地域における活動支援を推進する。

5-3 各ステークホルダーによる自主的取組、連携取組

① パートナリシップによる自主的取組

事業者等と行政が協定やパートナーシップといった形で、対等な立場での自主的な協力を約束することで、柔軟かつ創意工夫のある取組の促進が期待されることから、業界団体等との連携協定を始めとするパートナーシップによる取組を、定期的なフォローアップや見直しを通じて推進する。

② マルチステークホルダーによる連携取組

国民、事業者、NPO、地方公共団体、国等が連携して取組を進めることで、新たな知見の導入や、異なるセクターによる客観的な評価等を通じたより効果的な枠組みの構築や取組促進、広範な意識啓発などが期待されることから、J-GBF（2030 生物多様性枠組み実現会議）や生物多様性のための 30by30 アライアンス、つなげよう、支えよう森里川海プロジェクト、グリーンインフラ官民連携プラットフォームを始めとするマルチステークホルダーによる取組を、定期的なフォローアップや取組の深掘り等を通じて推進する。

5-4 国際連携

我が国の知見や経験を活かした国際協力を進める。具体的には、SATOYAMA イニシアティブによる二次的自然の持続可能な利用に関するプロジェクトやランドスケープアプローチの考え方を組み込んだ生物多様性国家戦略策定支援、Eco-DRR の実施等に係る途上国の能力構築支援、国際的に広がるサプライチェーンにおける生物多様性への負荷の削減等を進める。その際、気候変動等、生物多様性以外の環境分野の課題への対処にも資するこれらの取組による多面的な効果の発揮を迫及していく。特に、生物多様性の保全における熱帯林の役割を認識し、国際熱帯木材機関（ITTO）と生物多様性条約事務局による共同イニシアティブを通じた取組を進める。さらに、気候変動や資源循環関係の国際的な協力のうち、生物多様性にも資するもの（NbS を通じた取組）を重視し、関連する協力プロジェクトを増やしていく。加えて、IPBES 評価報告書への貢献として、日本の研究者の参加促進、技術支援委員会機関の運営支援等を進める。また、アジア地域での 30by30 目標達成に向け、アジア保護地域パートナーシップを通じた保護地域・OECM の指定・管理支援を進める。さらに、生物多様性の保全に資する国際的な枠組みであるワシントン条約、ラムサール条約、二国間渡り鳥等保護条約・協定、東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ等に関する我が国における知見や取組について、関係各国との共有等を進める。また、侵略的外来種の非意図的な侵入対策について、国際的な連携を進める。

基本戦略5における目標の設定

我が国においてこれまでに蓄積されてきた情報や知見、技術などを国内の生物多様性保全に係る多様な活動に広く展開することや、資金面での支援を含めて日本の知見を活かした国際協力を進めることが、国内外の生物多様性保全の基盤構築のために必須である。このため、国内における取組の基盤を整える観点で、必要な情報の整備・提供とそれらを用いた活動の効果的な実施に係る一連の取組、また国内及び国際的な取組を資金面から支えるための取組、パートナーシップやマルチステークホルダーによる取組、さらには、二次的自然の保全・持続可能な利用など我が国の知見を生かした国際協力による世界的な生物多様性保全の取組の促進に関する状態目標・行動目標を設定する。

国内の基盤整備の観点では、継続的に整備された生物多様性情報をもとに、効果的な取組につなげる評価手法を開発すること（行動目標 5-①）や、情報を解釈して現場における取組を進めるための人材を育てること（行動目標 5-②）、マクロな視点で地域における取組を効果的に進めるための計画手法の地域における浸透・発展させること（行動目標 5-③）を通じ、地域の多様な主体が様々な情報・手法を用いて現場における効果的な活動を進めていくこと（状態目標 5-①）が必要である。また、資金面では、各種補助金・奨励措置等について、国内における生物多様性に有害なもの特定と見直し、生物多様性保全に貢献するものの促進（行動目標 5-④）を通じて全体としてポジティブな内容に変えていくとともに、国際的な資源動員への貢献を強化すること（状態目標 5-④）が求められる。加えて、パートナーシップやマルチステークホルダーによる取組が、形だけでなく、実際の活動に繋がっていくこと（状態目標 5-⑤）さらに、我が国における生物多様性の保全と持続可能な利用

に係る経験を活かしたプロジェクトの国際的な展開や知見の共有を進めていくこと（行動目標 5-⑥）で、途上国における能力構築等を進め、各国の生物多様性保全を促進していくことが必要である。

【状態目標】

- ① 生物多様性の情報基盤が整備され、調査・研究成果や提供データ・ツールが様々なセクターで利活用されるとともに、生物多様性を考慮した空間計画下に置き、多様な空間スケールで様々な主体の連携が促進されている
- ② 国内における生物多様性国家戦略に係る資金ギャップ、国際的な途上国の資金ギャップに対処され、生物多様性保全のための資金が確保されている
- ③ 我が国による途上国支援による能力構築等が進み、その結果が各国の施策に反映され、生物多様性の保全が進められている

【行動目標】

- ① 生物多様性や社会経済を含む関連分野における学術研究の推進、強固な体制に基づく長期的な基礎調査・モニタリング等を実施するとともに、それらの成果を活用し生物多様性及び生態系サービスの評価の取組を進め、国家勘定への統合に向けた調査研究を進める
- ② 効果的かつ効率的な生物多様性保全の推進、適正な政策立案や意思決定、活動への市民参加の促進を図るため、生物多様性保全や取組の評価に活用可能なデータやツールを提供するとともに、データ公開に係る人材育成や情報リテラシーの向上を図る
- ③ 生物多様性地域戦略を含め、多様な主体の参画のもとで統合的な取組を進めるための計画策定支援を強化する
- ④ 生物多様性への国際及び国内での資源動員を強化する
- ⑤ 我が国の知見を活かした国際協力を進める（P）
（追加検討）パートナーシップ、マルチステークホルダーによる具体的な取組を推進する（P）

＜基本戦略5における状態目標・行動目標と想定される指標の切り口は別紙参照＞

第4章 本戦略を効果的に実施するための基盤・仕組み

第1節 実施に向けた基本的考え方

第3章で掲げた状態目標及び行動目標を達成し、2030年までにネイチャーポジティブを実現するためには、各目標に紐付く施策を効果的に実施することが必要であるが、その実施に当たっては、以下の考え方に沿っていくことが必要である。

1 科学的な認識と予防的／順応的な取組

生物多様性の保全と持続可能な利用は、地域における自然との共生の知恵を参考としつつ、自然の特性やメカニズム、歴史性を理解し、科学的データに基づいて行うことが必要であり、政策決定や取組の出発点、基礎となる。それにより、多くの人を取組の重要性や効果を示すことができると考えられる。

しかしながら、生物多様性に関する知識や理解は限られていることから、生物多様性の損失の要因やそれに伴う生態系サービスの減少の評価、施策の立案・実施においては、その時点での最新の科学的知見に基づいて必要な措置を講じたものであったとしても、常に一定の不確実性が伴うことについては否定できない。とはいえ、不確実性を有することを理由として対策をとらない場合に、ひとたび問題が発生すれば、それに伴う被害や対策コストが非常に大きくなる可能性や、長期間にわたる極めて深刻な、あるいは不可逆的な影響をもたらす恐れもある。このため、生物多様性の保全と持続可能な利用にあたっては、生物多様性への影響が懸念される問題への対策を、科学的知見が十分ではないことや不確実性を伴うことをもって先送りするのではなく、科学的知見の充実に努めつつ、予防的な対策を講じるという「予防的な取組方法」の考え方に基づいた取組を実施していくことが原則である。なお、一定の不確実性がある中で政策的な意思決定を行うためには、関係者や国民との合意形成が不可欠である。その際には、政策決定者が十分に説明責任を果たすことや、各主体間のコミュニケーションを図ることが重要である。

また、生態系は複雑で絶えず変化し続けているものであることから、政策判断を行った後においても、生態系の変化に応じた柔軟な見直しが大切であり、新たに集積した科学的知見や、施策の実施状況のモニタリング結果の科学的な評価に基づいて、必要な施策の追加・変更や施策の中止等の見直しを継続して行っていく、「順応的な取組方法」の考え方に基づいた取組を進めることが必要である。

2 わかりやすさの重視

生物多様性については、我々の生活との関係性が見えにくく、何をすればその保全や持続可能な利用に役立つかが分かりにくいという課題がある。日々の暮らしの中で意識することは多くないが、我々の生活は、食料や水、健康など、生態系から享受する恵みによって支えられている。これらの生態系サービスは他の社会関係資本等とも複雑に結びついているため、人間の福利における生態系の貢献を直接的に評価することは現時点で困難である。一方で、生態系サービスを評価する取組は進められているこ

とから、その成果等も活用しながら、我々の日々の生活に生態系がどのように関わり、貢献しているかを分かりやすく示していくことが大切である。

また、生物多様性の保全に関しては気候変動対策と異なり明解な指標はなく、生物多様性の保全のためにとるべき行動やそれによる効果の評価も難しい面がある。このことが気候変動対策と比して、生物多様性保全に係る対策が遅れていると評される一因にもなっており、生物多様性に係る「わかりにくさ」を克服する必要がある。

このため、生物多様性に関する政策の立案や実行、その効果の検証に至るまでの課程においては、EBPM（証拠に基づく政策立案）の考え方にに基づき、施策の実施（インプット）からそれらの成果（アウトプット）、さらにはその結果としての生物多様性保全等の効果（アウトカム）までの道筋をわかりやすいかたちで示し、それらを教育や普及啓発等により発信していくことが重要である。

加えて、生物多様性に関する用語には、「自然環境」「生態系」「生物多様性」のように混同されて使われがちなものや、互いに概念に重複があるものなど、一般に伝わりづらいものも多い。また、英語がベースとなっているために、日本人が直感的に理解するには難易度の高い用語もある。このため、生物多様性への理解の増進には、使用する用語の整理を行うことはもちろん、それらの本質的な意味合いを多くの人々が理解しやすい平易な表現で伝える必要がある。

さらに、本戦略のもとで実施される生物多様性に関する施策と、国際的な目標、とりわけ、ポスト枠組との整合や関係性をわかりやすく示していくことが求められる。これにより、各取組の意義や国内目標・国際目標に対する貢献度が明確になることで、取組が後押しされ、現場レベルのやる気にもつながる。同時に、進捗状況に係る国際機関への報告を通じて、我が国の取組に対する国際社会からの理解を得ることに寄与する。

3 地域性の尊重と地域の主体性

地域の生物多様性は、それぞれの地域の自然的・社会的条件を背景として長い年月をかけて形づくられてきたものであり、一律ではない。そのため、本戦略の取組を進める上でも、地域の生物多様性を形づくってきた自然環境や野生生物の分布状況、歴史や文化、人と自然との関わり等を踏まえることが重要である。その際には、特に、教育・研究機関、専門家、その地域に長年住む農林漁業者や住民等との連携を図り、協力や助言を得られる体制を整えとともに、地域で引き継がれている知識や経験に関する情報を蓄積して活かすことが効果的となる。また、地域で創意工夫を重ねながら行われている既存の活動を発展させる視点も有益である。

このため、地域自らが問題意識を持ち、主体性（オーナーシップ）を発揮し、地域の目標を定め、地域に適した取組を進めることが重要である。そうすることで、地域の生物多様性の保全と同時に、地域の活性化や地域課題の解決にもつなげることが可能となる。更に各地域の活動を結びつけるネットワークを構築し協働や連携を進める

ことで、担い手の確保や活動の活性化、客観的な活動の評価にもつながる。

このような、地域における生物多様性に関する活動の維持や活性化、土地利用の方向性の検討に当たって有用な手段となるのが、多様な主体の参画を得て地域自らで作り上げる生物多様性地域戦略であり、地域ごとの取組の方向性や各主体の役割、目指すべき地域の姿を明確にすることにより、持続的かつ魅力的な地域づくりが推進されることが考えられる。

4 生態系のつながりを意識した取組

今日、地球上には様々な環境に適応し進化してきた多様な生物が存在しており、これらの生物間、及びこれを取り巻く大気、水、土壌等の環境との相互作用によって生態系が形成・維持され、更に栄養塩等の物質循環や水循環、動物の移動等を通じ、相互につながっている。また、そこで暮らす生物は、国境を越えて移動するガン類など渡り鳥から、県境を越えて移動するツキノワグマ、海から河川を遡上するアユやサケ、一定の狭い範囲内の湿地と森林を行き来するカエルの仲間、更にはマイクロハビタットに至るまで、様々な生息・移動・繁殖の空間的な広がりやつながりを有している。

このため、生物多様性の保全と持続可能な利用を図っていく上では、それぞれの生態特性に応じて、生息・生育空間の繋がりや適切な配置が確保された生態系ネットワークが国土全体、更には世界的な繋がりも考慮してしっかりと形成されることを念頭にに取り組む必要がある。その上で、生態系ネットワークを単なる概念的なものにとどめず、地域の取組、更に周辺地域にも範囲を広げた取組に落とし込んでいく必要がある。

その際、流域を基軸として関連する流域圏を1つのまとまりとして捉える視点も重要である。森林と海は河川でつながっており、私たちの暮らしや文化も、流域を単位として成り立っているものが少なくない。その地域だけの視点で活動を行うのではなく、流域を単位とする生態系や文化のつながりを踏まえた広範な視点を持つことにより、他の地域にも良い波及効果をもたらす活動を進めていくことが可能となる。

さらに、流域を越えたつながりから、全国規模のつながり、地球規模のつながりまで、様々な階層性のつながりを持っていることから、それぞれのつながりを意識した広域的な視点を持ち、各地域における個別具体的な課題の解決に向けた取組を進めていくことが重要である。

5 長期的な視点にたった取組

社会経済活動は、ともすれば短期的な生産性・効率性を求める傾向にある。しかし、自然資本（ストック）から得られる利益を長期的に考えると、自然資本を持続的に保全し、そこから得ることができる様々な恵み（フロー）を利用した方が、これを損ないながら得ることができる利益よりも経済的である場合も多いと言われている。この

1 ため、短期的な生産性や効率性を求めるのではなく、自然資本を持続的に保全し、そ
2 の回復能力を超えない範囲で利用していくことの長期的な利益も考慮していくこと
3 が原則となる。さらには、これまで長年にわたり自然資本が継続的に損なわれ、事業
4 活動のみならず自然を基盤とする文化や人類の持続可能性までもが脅かされてきた
5 ことを鑑みれば、自然資本を単に維持するだけではなく今まで以上に回復させ、そこ
6 から得られる様々な恵みを世代を超えて享受できるよう取り組んでいく姿勢が求め
7 られる。

8 こうした自然資本の中には、人々が長年にわたりつちかってきた伝統的な知識に基
9 づき利用されているものがある。その維持・回復は伝統的な知識等の保存や維持にも
10 つながるものであり、また、我が国の自然観や郷土愛を次世代につないでいくことに
11 も資するものであることに留意する必要がある。

12 個別の取組に際しては、長期的な変化を見据えて取り組んでいくことが求められる。
13 例えば、少子高齢化の進行により地域のコミュニティの維持や適切な土地の管理
14 をも困難になる地域も生じることが見込まれる。こうした地域については自然林や湿
15 地等の自然を再生し、災害の緩衝地として活用していくといった選択肢も考慮してい
16 く必要がある。

17 また、気候変動や地球規模での生物多様性の損失等不確実性の時代であることを踏
18 まえば、将来予測を強化し、更に生じうる様々なシナリオにおいても持続可能性が
19 確保できるよう、状況変化に柔軟に対応できる様々な選択肢とその基盤が必要とな
20 る。このため、変化への強靱性を兼ね備えた生物多様性豊かな自然資本を長期的視点
21 に立って着実に維持・回復させていくことが重要であるとともに、劣化した自然資本
22 の回復には長い年月を要することを踏まえば、問題を先送りすることなく迅速に取
23 組んでいく姿勢も求められている。

24 25 26 **6 社会課題の統合的な解決への積極的活用とランドスケープアプローチ**

27 生物多様性の低下傾向は、生態系の保全と回復の強化、汚染や侵略的外来種への対
28 策等の自然環境の保全そのものを目的とする取組だけでは止められず、持続可能な食
29 料生産や、消費と廃棄物の削減といった様々な分野が連携して取り組む必要があるこ
30 とが指摘されており、そのためには生物多様性に関する社会的な理解と連携・協力が
31 不可欠となる。このため、生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、生
32 物多様性・生態系サービス（自然資本）を社会・経済活動の基盤としてとらえ直し、
33 それらを活かして多様な社会課題の解決につなげる「自然を活用した解決策（NbS）」
34 の取組を積極的に進め、社会的な理解と連携・協力を得ていく必要がある。この NbS
35 は、主目的の社会課題の解決に加え、複数の効果をもたらす（マルチベネフィット）
36 という特徴を有するとともに、近年関心が高まりつつある自然による癒しや人の健康
37 への好影響等の波及効果も期待されている。こうした中、NbS ではなく自然環境の保
38 全そのものを目的とする取組であったとしても、気候変動緩和・適応、防災・減災、

1 資源循環、地域経済の活性化、人獣共通感染症、健康などの課題解決に貢献する NbS
2 としての側面を有するものもあり、あらゆる取組について NbS としての意味づけを積
3 極的に行っていくことが、社会的な理解と連携・協力の促進を進める上で重要である
4 と考えられる。

5 NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を進めるに際して効果的な手法の
6 1 つがランドスケープアプローチである。ランドスケープアプローチとは、一定の地
7 域や空間において、主に土地・空間計画をベースに、多様な人間活動と自然環境を総
8 合的に取扱い、課題解決を導き出す手法のことである。自然環境保全や、社会課題の
9 解決を別々に進めるのではなく、地域ごとに多様なスケールで生物多様性とその他の
10 社会課題との間のシナジーとトレードオフを明確化した上で、自然的条件と社会的条
11 件を統合的にとらえ、地域の多様な主体の参画を得て様々な取組を協調することによ
12 り、望ましい土地利用の実現を目指すものである。そのためには様々な情報を地図上
13 に明示して「空間計画」として検討を進めることが極めて重要となる。なお、本手法
14 は陸域のみならず里海といったシースケープにおける取組や、陸と海の両方に跨る取
15 組においても有用であり、土地利用に関係する地域の様々な取組において適用される
16 ことが強く期待されるものである。

17 18 19 **7 多様な主体の連携・協働の促進**

20 NbS を含め生物多様性の保全と持続可能な利用を積極的に進めるためには、各主体
21 間の連携と協働が一層重要となる。

22 このため、まずは地域においては国、地方公共団体、農林漁業者、事業者、民間団
23 体、専門家、地域住民などの多様な主体間がより一層の緊密に連携し協働できる仕組
24 みを設けていくことが求められる。また、地域の伝統や知恵を有する高齢者と、これ
25 からの地域を担う若い世代がともに意思決定に加わり、目指すべき地域像を明確にし
26 ながら取り組んでいくことも大切な視点である。さらに、自然の恵みを供給する地方
27 とその恩恵を受ける都市との間で人材や資金、更には知見や人脈を通じて支えあうこ
28 とや、地域間でのノウハウの伝達のための広域的なネットワークの形成等も、人口減
29 少社会の中で持続可能な取組を効果的かつ効率的に進めるために大切な要素である。
30 また、事業者が民間団体や地方公共団体と協力して活動を展開する事例も増加してお
31 り、事業者との協働を促進する視点も欠かせない。更に中間支援組織によるコーディネ
32 ネートや、科学的知見を有する専門家の参画も重要である。さらに、ジェンダーや世
33 代等により異なる多様な価値観を反映し、主体性を持った取組を促進するため、関係
34 する主体が連携・協働の取組に参加できるようにする必要がある。

35 こうした取組を支えていくためには、行政の組織間、組織内での連携体制の構築も
36 必須となる。そして、中央省庁のレベルから出先機関、市区町村の各部局のレベルに
37 至るまで、様々なレベルにおいてそれぞれ連携が図られていくことが、地域での取組
38 を効果的かつ効率的に促進するためには重要となる。

第2節 進捗状況の評価及び点検

1 国際枠組への対応【P】

ポスト 2020 生物多様性枠組では、愛知目標と比較して数値目標が増加するとともに、目標の達成に向けた進捗を測るために全ての国が共通して報告すべき「ヘッドライン指標」が設定された。また、各国が策定した生物多様性国家戦略を踏まえ、世界全体で目標に向けた取組の進捗状況を点検し、目標水準の引き上げや取組の加速化などの必要性を検証する「野心度分析」や「グローバルストックテイク」の実施等、モニタリングや評価のプロセスが大幅に強化され、世界目標と各国の生物多様性国家戦略との結びつきが強まった。

このような動きを踏まえ、本戦略においては、我が国の生物多様性に係る状況に加え、ポスト 2020 生物多様性枠組を踏まえた目標・指標を設定した。また、本戦略の実施状況の点検・評価に当たっては、世界全体で行われる点検・評価のタイミングを踏まえて、効果的・効率的に実施することとする。具体的には、グローバルストックテイクに向けて各国に提出が求められる国別報告書を作成するタイミングに合わせ、本国家戦略の中間評価や最終評価を行う。ただし、ポスト 2020 生物多様性枠組の最終評価のための国別報告書のとりまとめのタイミングが本戦略の最終評価のタイミングとして不適当である場合、本戦略の最終評価としては、最終年度に国別報告書の情報を更新して、本戦略の最終評価とする。また、グローバルストックテイクの結果を踏まえて必要に応じた見直しを図る。

2 点検・評価

本戦略に基づく施策の実施状況については、第2部に記載した個別施策を点検することとし、間隔は2年に1度を基本とする。その結果は関係省庁連絡会議においてとりまとめる。その際、第3章において設定した指標のうち、可能なものについてはその進捗状況をあわせて点検する。さらに、特に代表的な指標及び重点的に取り組む必要がある施策については、関係省庁からの情報提供の下、毎年把握することとし、その結果は生物多様性白書において掲載することとする。

本戦略の達成状況は、第3章において基本戦略に基づき設定した各目標及びその下での指標の進捗状況をもって評価し、その結果は関係省庁連絡会議においてとりまとめる。また、本戦略に基づく取組の結果、我が国の生物多様性及び生態系サービスがどのように変化したのかを把握するために、継続的に研究調査やモニタリング等に係る情報収集を行うとともに「生物多様性及び生態系サービスの総合評価（JB0）」として情報をまとめる。特に状態目標の評価に関して、本戦略の達成状況の評価と JB0 による評価を連携させ、効果的・効率的な評価を行う。評価を実施す

る際には、行動目標の達成に向けた取組が、どのように状態目標の達成につながっているかについても評価する。達成状況の評価は、前述の通り国際的な点検・評価のプロセスを踏まえ、中間評価及び最終評価として実施する。

3 見直し・改定

本戦略は、中間評価における目標の達成状況の評価結果やグローバルストックテイクの結果を踏まえて必要に応じて見直し（中間見直し）を図る。その際、状態・行動目標及び指標の設定方法や水準（野心度）、それらの達成に向けた個別施策の内容の適切性や追加的取組の必要性等について見直す。また、各目標の進捗状況を把握するための指標については、本戦略策定時に設定できなかった指標の開発状況や、より適切に把握できる評価方法の検討状況等を踏まえ、必要に応じて中間見直しに合わせて更新や追加、目標値の見直し等を図る。中間評価以外のタイミングにおいても、国際的な動向や、国内情勢等により必要な場合は、見直しを行う。

また、最終評価や JB0 の結果、生物多様性と生態系サービスの評価・予測に関連する研究成果等の情報を踏まえ、本戦略の改定を行う。

4 関係計画等との協調

生物多様性国家戦略は生物多様性基本法第 12 条第 1 項で環境基本計画を基本として策定することとされており、環境基本計画に記載の内容との整合を図る必要がある。具体的には、次期環境基本計画の策定の際に、本戦略に記載した事項を踏まえた記載を取り入れるほか、本戦略の見直しの際には次期環境基本計画の内容を踏まえた検討を行う。

また、生物多様性に関連する国の他の計画や、関係省庁が策定する戦略・ガイドライン等との間で可能な限り点検等の作業の共通化を図るとともに、内容面でも連携させることで効率的・効果的な実施を図る。

第 3 節 多様な主体による取組の進捗状況の把握のための仕組み

ポスト 2020 生物多様性枠組では、世界目標の達成に向け、地域に即した取組が重要であるとされており、そのためには多様な主体が取組に参画することが必要である。このため、本戦略でも多様な主体の主体的な取組や、各主体の連携協働を重視している。このため、本戦略の達成状況を評価するためには、多様な主体の取組を如何に把握し、分析・評価を行うかが重要となっている。

しかし、これまでの生物多様性国家戦略の点検評価において、国以外の主体による取組の成果は十分に加味されていなかった。このため、本戦略を実施するにあたっては、地方公共団体をはじめ、企業、NP0、個人といった多様な主体が実施した本戦略の目標達成に貢献する取組を集約する仕組みを構築し、各主体の取組がどの程度本戦略の目標達成に貢献したかを定量的に評価することとする。なお、仕組みの構築に当たっては、集約した情報が各主体にも還元され、一層の取組意欲の向上や、技術の向上、主体間の

連携の促進にもつながるよう工夫を行うこととする。

第4節 各主体に期待される役割と連携

本戦略は、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な考え方と国の施策について取りまとめたものである。しかしながら、その目標達成には、国だけではなく、あらゆる主体が参加、連携、協力、協働、行動することが必要である。本節では基本戦略の達成に向けて、国をはじめ、各主体に期待される「役割」と「主体間の連携」について、その代表的な例を示す。

1 国

国は、本戦略の実施主体として、国際目標の達成にも貢献する目標を定めるとともに、全国的・国際的な見地から広域的・統一的に取り組むべき施策をあらゆる手法を駆使して実施する。その際、本戦略の行動計画に位置づけられた施策が効果的に実施されるよう、関係する省庁間又は地方公共団体、事業者等との間の連携を進めるとともに、本省・本庁・本社レベルから現場レベルにいたるまで、各レベル間で密に連携して取組を進めていく。また、国は、各主体がそれぞれ期待される役割を果たすことができるよう、情報の提供や技術的・予算的な支援を行っていく。

例えば、基本戦略1に位置づけられた30by30目標については、国は、保護地域の指定や拡張、管理の強化等を行うとともに、多様な主体による自然共生サイト（仮称）の登録の促進が図られるよう、制度の構築に加え、地方公共団体や企業、住民団体等にこれらの地域の保全の意義や重要性、インセンティブ、手法等を示し、多様な主体が連携した地域に根ざした保全等の取組を促していく。

基本戦略2の自然を活用した社会課題の解決にあたっては、生物多様性豊かな自然環境を活用し、気候変動や人の健康、野生鳥獣との軋轢などの社会課題の解決を図るための望ましいあり方を示していくとともに、その推進に当たり必要となる制度の構築や手法の開発等を進めていく。

基本戦略3の生物多様性と経済の統合にあたっては、国際的な動向も踏まえながら、事業活動全般に生物多様性の観点が取り入れられるよう、生物多様性に配慮した事業活動に係るガイドラインの作成や認証制度の運用、情報開示等の生物多様性に配慮した投融資の基盤づくり等を行うとともに、優良事例を積極的に発信していく。また、国自らも、物品調達や施設の維持管理・整備等にあたって、生物多様性への負荷の軽減を十分に考慮するなど、環境に配慮した行動を率先して行う。

基本戦略4の一人一人の行動変容にあたっては、生物多様性と一人一人の日常生活との結びつきや、生物多様性を守るために必要とされる行動をわかりやすく提示し、行動科学の知見も踏まえ、地方公共団体や事業者等と連携しながら国民運動として進めていくための普及啓発等を進める。

これらを進めるための基盤として、基本戦略5に記載した、全国的・広域的な生物多様性に関する情報や調査体制を確保するとともに、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けた技術開発等を進める。さらに、地球規模での生物多様性とその持続的な利用に向けて、公平かつ実効性のある国際的なルール形成への積極的関与を行っていくほか、途上国、とりわけアジア・太平洋地域における持続可能な社会の構築に向けた取組の協力を実施し、国際的な連携を強化していく。

2 地方公共団体

地方公共団体が地域の自然的社会条件に応じたきめ細かな取組を進めていくことは、我が国の生物多様性の保全と持続可能な利用を進めていく上で極めて重要な役割を果たす。このうち市町村には日々の生活や、地域住民に身近な生物多様性に関する活動、学校教育・社会教育を通じた人材の育成等において重要な役割を果たすことが期待され、都道府県には市町村を越えた生態系ネットワークの構築や人的ネットワークの形成等のより広域的な取組や市町村間の連携促進、更には市町村の取組に対する人的・技術的・資金的支援等において重要な役割を果たすことが期待される。

例えば、基本戦略1に位置付けられている「30by30 目標」の達成に向けては、市町村あるいは都道府県レベルでの目標を設定し、都道府県自然公園や条例に基づく保護地域はもちろん、より地域に根ざした地域住民に大切にされている里山やビオトープ、境内地、都市緑地等を、地域住民や地域の企業等と一体となって保全することが期待される。都道府県においては、域内に占める保護地域の割合が異なる市町村間での連携した目標設定や取組の促進や、地域の実情に応じたノウハウや情報の集積、更には人的ネットワークの構築を期待したい。

基本戦略2の自然を活用した社会課題の解決に当たっては、例えば、再生可能エネルギーの導入に当たり、生物多様性への負荷が生じない、地域と共生したものとなるよう、関係する主体とともに地域にとって望ましいあり方を示していくことが期待される。また、防災・減災や人の健康、地域の活性化など、地域課題の解決に向けて、自然を積極的に活用していく姿勢が求められる。その際、都道府県が有する広域的な知見を、市町村の有する地域に特化した情報と組み合わせることにより、効果的な空間計画の作成やその実施の促進が期待される。

基本戦略3の生物多様性と経済の統合においては、地方公共団体は、生物多様性に配慮した持続可能な農林水産業を促進していくことや、事業者や都市住民と地域の活動との連携に向けたマッチングを推進し、地域の産物の付加価値の向上や関係人口の拡大等を図り、自然を活用した地域経済の活性化を後押ししていくことが期待される。

基本戦略4の一人一人の行動変容については、地方公共団体は、学校教育において、生物多様性に関する関心の醸成や、知識の向上を図っていくことが期待される。そのために、生物多様性に関する指導者や担い手の育成が期待される。また、学校以外の場においても、博物館等を通じた学習や体験、活動への参加の機会を提供することが

期待される。さらに、こうした取組を地域において活動している主体と連携して取り組むことにより、地域の伝統文化や伝統知・地域知の継承につなげることが期待される。

これらを実施するための基盤となる基本戦略5について、地方公共団体は生物多様性に関する基本的な行政計画である生物多様性地域戦略を策定する際には、地域に根ざした生物多様性に関する取組を位置づけるとともに、国際目標や本戦略の目標達成に貢献する目標を設定し、その進捗や成果を、国を含め広く共有することが期待されている。様々な行政分野に生物多様性の観点を盛り込み、地域のあらゆる主体を巻き込んで計画が策定されることが期待される。

3 事業者

事業者は、その規模や様態にかかわらず、事業活動において何らかの形で自然資本を利用して商品・サービスを提供する一方で、土地利用の変化や汚染物質の排出、外来種の導入などによって生物多様性に負荷をかけている。そのため、自らの事業活動と生物多様性の関係性を把握し、取引先や顧客とも連携の上、生物多様性への負荷の低減の方策の検討やその実施体制の構築を図ることが求められる。本戦略の基本戦略3において、これら事業活動における目標を掲げており、事業者は中心的な役割を担う主体として期待される。

サプライチェーンにおいては、原料の生産から輸送、加工、販売、廃棄に至るまでのそれぞれの過程で生物多様性への負荷を低減させる必要がある。また、技術、製品・サービスの提供により、バリューチェーンを通して、社会の様々な場面で生物多様性の保全に貢献したり、生物多様性への負荷を削減することに貢献したりすることも可能である。事業者は自らを取り巻く、サプライチェーン及びバリューチェーンの繋がりを認識し、透明性のある適切な情報開示が求められる。

農林水産業においては、生物多様性に配慮した持続的な生産活動を行っていくことが求められる。開発事業においては、事業の実施により生物多様性への悪影響が生じないように必要な措置を行うことが求められる。また、金融機関においては、生物多様性に配慮した事業活動に対し優先的に融資を行うなど、ESG 投融資を通じた生物多様性の保全への貢献が求められる。

事業活動以外にも、事業者による社会への貢献も期待されるところであり、地域住民と一体となった生物多様性保全の取組の実施や資金の提供等も地域の生物多様性保全に大きく貢献する。特に、工場敷地内の緑地や社有林等の中には多様な動植物の生息地・生育地となっている場所もあり、こうした場所は OECM 等としての活用も期待される。

4 研究機関・研究者・学術団体

研究機関等は、基礎研究及び応用研究、モニタリング調査等から得られた結果に基づき、我が国の生物多様性に関する政策決定に対する知見の提供や、効果的な生物多

1 様性保全の方策の提案、更にそれらをわかりやすく社会に伝えていく役割を担ってい
2 る。これらは本戦略においても基本戦略1から4の基盤となる基本戦略5の主要な主
3 体となる。

4 特に、地域に根ざした生物多様性に関する活動の実施に当たっては、地域に十分な
5 情報や知見の蓄積がない場合もある。このため、専門家たる研究者が、地方公共団体
6 や地域の活動団体、事業者等に知見を提供し、それらの活動を後押しすることも期待
7 される。

8 さらに、高度の専門知識と幅広い視野を持った次世代を担う研究者や技術者を育成
9 することも期待される。

10 11 **5 民間団体（NGO・NPO等）**

12 NGO・NPO等の民間団体は、市民参加モニタリングや自然環境教育をはじめ、国内
13 外でそれぞれの地域に固有の生物多様性を保全するためのさまざまな活動の実践や、
14 広く個人の参加を受け入れるためのプログラムの提供や体制づくりを進めていく際
15 の核である。また、民間団体による途上国での保全活動や国際的視野での科学的な情
16 報の収集・分析などの活動は、地球規模での生物多様性の保全と持続可能な利用を進
17 めていく上で重要な役割を担っている。本戦略の基本戦略1から5のどの分野におい
18 ても民間団体が推進の原動力となる。

19 このため民間団体には、本戦略の実施にあたり、これまでの活動経験や地域の自然
20 に関する知識を活かして、活動計画の提案や地域の協議会への参加等を通じて、活動
21 計画の作成段階から実施、評価に至るまで積極的に関わることや、活動の実施面にお
22 ける中心的な役割を担うことが期待される。

23 また、行政や研究機関、他の地域の民間団体等とのネットワークの活用により、地
24 域間の連携を促進させることも期待される。

25 26 **6 国民**

27 生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せるためには、社会全体の変革が必要であ
28 り、国民一人一人においても、生物多様性と日常の暮らしとの関わりを認識し、基本
29 戦略4に掲げた行動変容につなげることによって、生物多様性に配慮した持続可能な
30 ライフスタイルに転換していくことが期待される。

31 また、地域に根ざした自然環境の保全のための取組の鍵となるのが地域コミュニ
32 ティである。しかしながら、近年、少子高齢化に伴う担い手の減少や、住民同士のつな
33 がりの希薄化などにより、コミュニティの維持が難しくなっている地域も生じてきて
34 いる。そのため、住民一人一人が地域コミュニティの一員としての自覚を持ち、地域
35 の伝統文化や里山等の地域資源を守り引き継いでいくことが期待される。

36 地域コミュニティにおいて、高齢者はこれまでの経験等を活かし、自然災害の歴史
37 や経験、生物多様性に育まれた伝統的な知識や文化を伝えていくことが期待されてい
38 る。また、次世代を担う若者が地域の意思決定に参加しやすくすることも重要である。

1 若者の取込や、他の地域や団体などとの連携を行い、新しい視点や価値観を取り入れ
2 ることは、新たな地域活性化の手法の発案にもつながり、地域の持続性を高める方策
3 となりうる。

4 こうした新たな視点や価値観を地域づくりに活かしていくため、生物多様性地域戦
5 略やその他の行政計画の策定に当たっても、地域住民の積極的な参画が期待される。

6 また、SNS の普及により、人々はいつでも容易に多くの人と繋がることが可能な社
7 会となり、一人一人の生物多様性に関する活動を情報発信することが社会全体に波及
8 効果をもたらす可能性もある。これは我が国の社会全体をネイチャーポジティブに向
9 けていくうえで個人の役割がますます重要になっていることを意味し、国民は日頃か
10 ら生物多様性保全に関する意識を高めていくことが求められている。